

第五回國會 衆議院 労働委員会公聴会議 録 第一号

昭和二十四年五月九日(月曜日)
午前十時五十一分開議

出席委員

- 委員長 倉石 忠雄君
委員 幸吉君 堀江 福永 健司君
三浦 實之助君 堀江 吉武 惠市君
前田 種男君 堀江 川崎 秀二君
春日 正一君 堀江 島田 末信君
麻生 太賀吉君 大橋 武夫君
小淵 光平君 佐藤 親弘君
篠田 弘作君 塚原 俊郎君
船越 弘君 松野 頼三君
青野 武一君 大矢 省三君
小川 半次君 土橋 一吉君
早稲田 柳 吉四郎君 石田 一松君
石野 久男君

出席公述人

- 中央労働委員会委員長 末弘 巖太郎君
東京商科大学教授 吾妻 光俊君
早稲田大学教授 野村 平爾君
日本経営者団体連盟専務理事 鹿内 信隆君
日本経営者団体連盟専務理事 前田 一君
私鉄経営者協会常務理事 別所 安次郎君
全日本産業別労働組合会議長 寺井 達夫君
情報宣傳部長 山花 秀雄君
日本労働組合総同盟副会長 武田 昇君
全國炭鉱管理委員 武田 昇君
委員外の出席者 専門員 濱口 金一郎君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案について

○倉石委員長 ただいまより労働委員会公聴会を開きます。

労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案は、去る四月三十日本委員会に付託せられまして、以来、審査を重ねて参りましたが、委員会が特に本日公聴会を開きました。両案について眞に利害関係を有する者及び学識経験者等より廣く意見を聞くことになりましたのは、申すまでもなく両案は一般労働問題として、國民諸君にとり重大なる関心を有し、かつ深い利害関係を有する重要な法律案であります。本委員会といたしましては、労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案の審査にあたり、國民諸君の声を聞き、廣く國民の輿論を反映せしめ、両案の審査を一層權威あるものと同時に遺憾なからしめんとするものであります。各位の御熱心かつ豊富な御意見を承りますことができまじらば、本委員会の今後の審査に於たりまして多大の参考となるものと期待する次第であります。私は本委員会を代表いたしまして御多忙中のところ貴重なる時間を割かれまして、御出席くださいました公述人各位に對しまして、厚くお礼を申し上げますとともに、各位の忌憚なき御意見の陳述を希望する次第であります。

さらに本日の議事順序につきまして簡単に申し上げますが、公述人の人員を勘案いたしますれば、公述人の発言時間は三十分くらいとし、発言は発言席でお願いすることにいたしました。

発言されますときは、職業とお名前を述べていただきますようお願いいたします。

本日ただいままでにおいで願いました公述人の氏名を申し上げますと、吾妻光俊君、鹿内信隆君、別所安次郎君、山花秀雄君、前田一君です。これにより公述人の方の御意見を聴取することにいたします。山花秀雄君。

○山花公述人 私は日本労働組合総同盟の副会長をやっております山花秀雄であります。本日は総同盟の立場を代表して、ただいま國會に提出され審議中の、労働組合法改正法律案、及び労働関係調整法の一部改正に関する法律案に關し、わが総同盟の意見を率直に申述べ、議員各位の審議の参考に供したいと存するものであります。

これら法律案の各章項目に關する一つ一つの意見は、あとで申述べることにいたしまして、今次改正案の上提されるに至つたいきさつについて、はなはだ私どもの納得しかねる遺憾なる諸点のあつたことを、まずもつて指摘するものであります。

この改正案は、去る二月十四日労働省改正草案として、突如発表され、二十日以來近々十日間に全國主要都市に公聴会を開催し、ただちに國會に提出する予定で出発したと聞いているのであります。各地で開催された公聴会が円満に進行されず、その席上から出席者が退席する騒ぎを起したところもあるとの報告をも私もは受けているのであります。

私は公聴会すら円満に行い得ない、また各界に大きな波瀾を巻き起すような、むしろ必要のない混乱をもたらすようなやり方をされるのかと問うものであります。他の何ものにも増して、今後の日本の運命をきめる上に重大な影響を持つ労働諸法規の改正案が、少數の官僚諸君の手によつて極秘裡に考案作成され、しかも突如提案されなければならなかつたものかといふかるものであります。それがたとえ草案といつても、または事務的専門的手続といつて言釈をしようが、こういうやり方は決して民主主義社會には通用しない、古い觀念から脱却し得ない官僚主義の傾向といわなければなりません。わずかに十日間におざなり式な公聴会を開催して、それで民主的手続をふんだとお考えになつたとすれば、まづたく人をはかにした態度と申し上げると同時に、私もとても重大なる決意をしなければなりません。しかし私どもは、何も好んでそれらの挑発に乗りたくはありませぬ。名地に開催された公聴会に出席した総同盟代表が申し述べたごとく、この法律案に重大なる關係を持つ労働者の代表を含めた労働法制審議會のごとき民主的機関によつて慎重に討議されるべきであります。労働組合法が制定されるときには、その手続が採用されたのであります。先にとられたやり方が、今回採用されないといふことは、どうしても私どもの納得のゆかぬことでもあります。もし可能ならば、労資をあげて不満足であり、かつまた、國會

内においても特に與黨關係にある民主自由黨の議員諸君のうちにも政府原案に對して不満足な意見をお持ちになつていられる方もあるやに聞いております。よつてこの改正案は一應撤回し、あらためて労資双方の關係者の意見を十分議し得る機会をつくるべきであります。私どもは切にこのことを要請するものであります。そうすれば労資の納得と理解の上に、建設的な、しかも今後の國家の運命を托し得るりつばな法規が樹立されるものと確信するものであります。そうすれば不必要な、有害な反対せむがための反対運動は起きないと思ふのであります。なぜならば私どもは事態の進行を、いちがいに金融独占資本の指し金とか、反動政治の現われとか叫んで、なんでもかんでもきわめて單純に、絶対反対の一点張りであるのであります。私どもはあくまで日本労働運動の前進のために、自由にして獨立なる民主的労働組合としての自発的自主的な立場から、過ぎ去りし三ヶ年の経験と現下の新しい社會情勢に照してとるべきはとり、拒むべきは拒むという大乗的見地から公正な態度で一貫して進んで行く方針を持つものであります。私どもは戦後日本の労働組合運動の急激な発展の中に現れた、會社組合すなわち御用組合の性格や一部の極左的傾向などについては、この際これを徹底的に拂拭しなければならぬと考へているのであります。私どもはみずから批判すべきものは厳正に

批判する、また改正すべきものは必ずから修正する、必要なものについては進んで、その実施に協力する、しかしながら他方資本家の反動攻勢に悪利用される危険のあるもの、日本の実情に合致せざるもの等については、あくまでこれに反対し、これが削除修正を嚴重に要求するものであります。以上わが総同盟の基本的態度を明らかにいたしまして、提案されたところの政府原案について批判と検討を盡したいと存するものであります。

元來労働組合というものは、國家機構のように、一定の法令に基いてつくられるものではないのであります。労働者の自衛手段として、自然発生的に発生した自主的な組織であります。労働者自身の自由な意思によつて組織され運営されるところに、労働組合の自主性の本質があるといわなければなりません。極東委員会十六原則第十項に、労働組合は労働者自身による民主的な自己表明及び創意により組織されなければならないとあります。

また一九四八年、國結の自由及び團結権に関する國際労働條約第二條に、労働者は必ずから選択する組織を確立し、その組織の規約のみに従つてこれに加入する権利を有するとあり、同條約第三條に、労働者の団体はその規約及び規則を作製し、安全なる自由のもとにこれらの代表を選び、かつその運営並びに活動方法を定め、その計画を立案する権利を有する。公共機関は、この権利を制限し、またはこの権利に基く合法的な活動を妨げるようないかなる干渉をも差控へなければならぬと決定されたのであります。従つて私どもは、常に自主性の確立を主張していま

すが、これは資本家の甘言、脅迫ないし御用政策から組合を守り、また政党的支配からも組合の自主性を守るといふ意味だけではありませぬ。さらに重要なことは、政府の政策から、國家権力の干渉介入から組合を守らうということでありませぬ。

以上の見地から今次改正原案を一瞥するに、さきの労働省試案当時の内容に比較すれば、わが総同盟の主張した意見が多分に織り込まれていることを認めるにやぶさかではありませんが、なお私どもの意見の盡くされぬ点が多あり、改正原案の一貫して流れる精神は、現在発展途上にある日本労働組合運動を自由にして、独立の方向へ助長せしめるといふより、逆にこれが往年のごとき取締り彈圧するという方向へ傾きつつあることは、民主國家日本に現状に即してまことに遺憾なことであり、わが総同盟が多少の改正内容を認めながらも、原案に反対する理由またここにあらるのであります。

そのおもなる点を申し述べらば第一章總則第一條については現行法通りに改めるべきであります、その理由は、現行法の規定は簡潔にして要を得ており、明確に労働組合の將來向うべき理想を表現しておるものであります。特に一項中に見られる団体交渉の手續に相當する規定は法文中にも存在いたしておりませぬ。全文の関連性からも統一性を欠くがゆゑでありますために、私どもは現行法通りに訂正して、もたらうことを要請するものであります。特に二項の但書は労働組合の人格をまつた無視した規定といわなければなりません。法文内容に暴力の行使というがごとき字句が記載されておる

ことは、われら労働組合全体の名譽のために承服したい文句でありませぬ。かつて、第一次吉田内閣は、その施政演説の一節に、生活擁護の闘いを行うところの労働者に対して不逞の徒呼ばわりして、たいへん不評を買つたことがあります。第二次吉田内閣の施政演説は、同じ總理大臣の口から、日本經濟産業の再建復興のためには労働者諸君の情熱に訴へるとかわつたのであります。たいへんな進歩と思ひましたが、今回は二項の但書のごとき、さも労働組合が暴力団体と混同されるような、かつまた、不当に悪用濫用されるおそれがある、かかる規定の存置には絶体反対するものであります。

第二條の法文の形式はやはり現行通りとすることに、第二項一号は逐條形式により「使用者又はその利益を代表すると認めらる者の参加を許すも」の「機密事項」とすること、一号中の「機密事項に接し」とある條文は、「機密事項の決定に參與し」とか「機密の責任者」と改めるべきであります。大體利益代表者は當然自主的な労働組合からは除外すべきであります、要するにその取扱いは画一的でなく、それぞれ職場や各会社の実情に即して決定すべきで、労働協約あるいは労働委員会の判定に基いて、その範圍を明らかにすべきであります。二号に記載された條文は、現行法の「主たる経費を使用者の補助に仰ぐもの」の項を明細に規定したものとありますが、特に組合専従者の給料について組合員みずからがまかなうことは、組合の自主的運営の原則であります。ここに財政の面から会社が半ば策略的に半ば恩惠的に組合内部に干渉して來る基礎余地が

あるのであります。私どもはぜひとも「組合活動は組合の経費で」という原則の実現に努力しなければなりません。しかしながら、わが國の労働運動の現状において、今日ただちにこれが切りかえを行うことは、組合の實際的運営に支障を與へることも考えられますので、また不要の摩擦をも起し得ることと考へられるので、少くともこれが実施までは、六箇月もしくは一箇年程度の準備期間を設け、漸次これに切りかえて行くことが必要と思はれるものであります。また例外項目に、使用者との合意によつて労働時間中になされる組合会合を認める趣旨を挿入すべきであると私どもは考へるものであります。

第四條の「地方公共団体」の字句は削除すべきであります。その理由は、いまだ地方公共団体に関する諸法規の公布をされておらぬこと、官公吏といへども労働者であります。貸金給與で生活を営むつばな労働者であります。よつてこれは現行法の形を採用すべきであると私どもは考へるものであります。

第二章の労働組合の項目については、第五條は現行法通りとして、現行法第六條、第七條は生かすべきであると考えておるものであります。改正案は從來の届出主義より認可主義に事実上なつておるのであります。第三條第二項規約に關しては、現行法第七條の形式をとること、並びに改正案第七條の会計監査問題については「職業的に資格があるとなつておりますのを、」「公正なる」に修正すべきであると考えてゐるものであります。職業的に資格ありでは、一般の單位組合にては財政

問題に關連してそれを雇い入れることは不可能に近い。そのような小さな單位組合が日本には無数にあるのであります。小さな單位組合こそわれわれは守つて、これをとりつばな労働組合に助成して行かなければならぬのであります。こゝの見地からしても、職業的資格のある者云々は削除すべきであると思はれる。そうして公正なるというふうな修正をされんことを望むものであります。また財政的に雇い入れることができません、外部の者に監査なさしめるといふこととは、組合の自主性を最も阻害するものであると私どもは考へるものであります。多分このねらいは会計の面をもつと嚴密にやつて行けといふこと、またみずからが會計監査をするといふのは少し不合理だといふ考へから來ているものと思ひますが、また反面資本家側からうんと金をもらつて御用組合的な役割を果す、それを監査するとか、あるいは労働組合の活動資金を政治活動に使い、または政見献金というようた形で流用するのを押さへる。こゝいうことを是正するためとくに善意に解釈いたしまして、こゝいうことは今の労働組合では考へられないのであります。かりに例外としてそのような不都合な労働組合があつたかもしれませぬ。しかし一つ二つの例外をもつて全体の労働組合の自主性を阻害するような法律條文は避けるべきであるといわれ、は考へるものであります。

第七條の不当労働行為に關する件は、現行法第十一條に該當する條文でありませぬ、十一條に比べると、その内容が具体的に細分化され、特に二号の項目を設けたことは當を得たものと

して私どもは賛成するものであります。但し二号の條文は、第六條との関連性を保つために次のごとく改めるべきであると考えらるものであります。

「使用者は第六條に定められた労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者と団体交渉することとを正当な理由がなくて拒むこと」というふうに、改めるべきが至当ではないかと考えるものであります。またこの第七條の四として一項目を追加すべきであります。

それは「労働委員会により不当労働行為の判定を受けた使用者又はその団体は労働委員会がなした公表の文書とその命令を守る旨を文書により相当期間当該工場及び事業場内に掲示しなければならぬ」という項目を追加すべきであると思ふものであります。

なお現行法第八條、第十五條を削除したことは私どもは賛成するものであります。

改正法第十一條は現行法第十六條通りにすべきが至当だと私どもは考えるものであります。

第三章、労働協約の項目については、第十條は現行法二十二條通りにすべきであります。また現行法第三十一條は存置すべきが至当と考えらるものであります。

第四章の労働委員会の項目については、第十九條二項に現行法第二十六條三項の特別労働委員会の項を挿入すべきであります。その理由は、炭坑等特殊性を考慮すべき地区または事項につき、特別労働委員会を設置し得るようになすことが適当と私どもは考えるものであります。

第二十四條の公益委員の権限に関する優位性を定めた規定は削除し、司法

的事項の処理に關しても、三者構成による會議により処理されるものとするように改めるべきであります。すなわち労働委員会は三者平等の権限にて構成するものと私どもは考えているものであります。また從來これが運営について何らの不備も認め得なかつたのであります。強い言葉で、公益委員の中立性を確保するために、むしろ政党内色のない人を選定する基準を定めた方がよいのではないかと考えるものであります。

第二十七條の規定は賛成であります。この規定は不當労働行為に対する労働委員会の役割が詳細に規定されていますが、これらの規定が正確かつ迅速に行われることは、私ども労働者の立場から絶対賛成するものであります。

第五章、罰則の項目については、現行法に比すれば罰則規定は若干重く規定されているが、これは當然の規定と存するものであります。

第六章、附則については、二項の但書を削除し、第五條の修正に關連して届出するといふふうに改めるべきだと考えるものであります。

附則に、現行労働協約中、本法第十五條に抵触する條項を含むものとするときは、その部分のみ失効し、残余の部分は有効期間中その効力が持続される旨を挿入すべきであると存するものであります。

その理由は、現在有効中の協約は、その期間終了まで保証するべきが至当だといふふうに考えておるものであります。

次に、労働関係調整法の一部改正案については、第三十七條に新しく加

えられる二項目のうち、初めの一項目は削除すべきであります。すなわち「前項の期間が満了した時から六十日を経過した後」云々の規定は、明らかに罷業権の抹殺であります。

労働組合法改正案及び労働関係調整法の一部改正案に対して、わが総同盟が検討いたしました意見を簡略に申述べましたが、私どもはこの際一言申し上げたいことは、これらが保守的な政治勢力である吉田内閣のもとに提案されたがゆえに反対するといふような、けちな考えは毫末も持つていないのであります。今次改正案にも、賛成なし得る條文については率直に賛意を表しているものであります。しかしながら賛成なし得る箇所を若干認めながらも、これに強く反対する理由は、労働法規に關する、私どもの見解であります。

私どもは敗戦後の祖國の再建は何をおいても経済を再建し、民生を安定し、その基礎の上に民主主義日本を樹立しなければならぬと考えておるものであります。日本の民主化の前進のためには労働組合の演ずる役割は高く評價しなくてはならないのであります。かつまた経済再建のためには、りつばな強い労働組合の協力を得なければならぬものであります。

憲法第二十八條には、「労働者の團結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と明らかに記載されているのであります。この精神から発したのが労働法規であります。すなわち労働法規は労働憲章と言われ、労働者を保護し、労働組合の發展を助成するいわゆる保護法であります。私どもは以上の意味で労働組合法は労働者の保護法と考え

るものであります。しかるに今次の改正案は、さきに申し述べましたごとく、一貫して流れる精神は取締法であります。時代錯誤もはなはだしといわなければなりません。

以上の理由をもつてわが総同盟は吉田内閣より提案されました今次改正案については、反対の意思を表明するものであります。産業復興や経済再建が至上命令の段階にあるわが國の現状にかんがみ、今日ほど労働階級の協力を求めなければならぬときはないのであります。全國の労働階級は反対してゐるのであります。また資本家の多数もこの提出案に反対してゐるよう聞いております。無用の摩擦と反撥を生む今次改正案は、政府も面目にとられず、すみやかに撤回されんことをお願いするものであります。また議員諸君におかれましては、この法案の対象となる労働階級の意向を十分に理解されまして、原案を返上されんことをお願いいたしますのであります。労資の代表を加えた民主的法制審議機關をおつくりになつて、あらためて十分なる討議の結果、成案を求められまして、次期國會で審議されんことをあえて希望するものであります。私の公述は、ただいま申し上げました内容で十分御了承願ひまして、皆さんの審議の参考に供した次第であります。私の公述はこれで終りたいと存するものであります。

○倉石委員長 何か委員の方からただいまの公述に対して御質疑がありましたらどうぞ。それではどうもありがとうございました。

○吾妻公述人 東京商科大学の教授吾妻光俊であります。

今次の労働組合法及び労働関係調整法の改正案につきまして、まず全体の法案の態度についての私の考えを述べさせていただきます、続いてごく簡単に個々の規定についての私の意見を申し述べたいと思ひます。

今次の改正案については、大體三つの眼目があるように考えております。その第一は、組合運動にさうに強い自主性を與えるといふこと、第二は、組合運動の内部を民主化するといふこと、この二つの点は労働組合法の改正案の指導方針といわれておる点であります。第三の点は、組合運動を、いわば公共の福祉、公共的な立場からこれにある程度の制約を加えるといふ点であります。これは労働関係調整法の改正の眼目をなしたと考えております。そこで私個人として、もとより一般的に組合運動が民主化されるべきであり、また自主性をゆたかに持たなければならぬといふこと、さらに公共の福祉と組合運動との間の調整という問題を考えなければならぬといふことについては、いささかの異論もないのであります。ただ問題ははたして今次の改正案の中に、この三つの精神が生かされておるかどうかという点に集中するわけであります。まず組合運動の自主性を高めるという点については、今次の改正案の中心点は第二條、いわゆる利益代表者の範圍を非常にこまかく規定したといふこと、また組合経費に対する補助、これをまず原則として禁止するといふ態度、しかもこれらの要求を満たさない組合は、第五條によつて組合としての恩典をある程度剝奪するといふ態度、これが

組合の自主性を伸ばすということの第一の眼目になつておるわけであります。

第二は、言うまでもなく第七條の規定によりまして、今までよりもさらに徹底的に組合運動に対する、使用者の妨害干渉を排除する、いわゆる不当労働行為という名のものと、かなり廣い範圍にわたつて組合運動に対する使用者の妨害を排除するという建前になつておるわけであります。ところで私は今次のこの改正案の態度に對しまして、次のような疑問を持つものであります。といひますのは、私の今まで持つておる考え方では、組合の自主性を伸ばすということとは、要するに、組合運動の途上にある妨害を排除し、いふまでもなく使用者の妨害干渉を排除する不当労働行為を抑える、この方向を徹底することと十分であらうといふに考へておる。この妨害の排除が十分に行われれば、組合の自主性の確保といふことはおのずからもたらされるものである。従つて第二條の規定が、しかも非常に事ここまかに、組合の経費補助であるとか、組合への会社側の利益代表者の加入を禁止するといった規定を設けておき、しかもこの規定の一つにでも該当しない場合が出て来ると、組合としての恩恵を剝奪するといふ態度は、私として賛成できない点であります。ことに利益代表者について、非常にこまかい形式的な基準を設けたといふことは、実は実際にこれを運用せられるたとえば労働委員会が、この形式的基準にしばられて、はたしてその組合が実質的に御用化されていくかどうかといふことの判断を、場合によつては誤まらされるという危険があるのではないかと、そうなければ、せつ

あるのではないかと、そうなければ、せつかく組合運動の助長といひ、自主性の確保といひ、精神が、かゝつて組合の負担において行われる、このことはいふまでもなく組合運動の現状が、どういふ第二條の條件といふものを十分に満たすだけのところまで来ておらない、もちろん私の考え方としては、組合運動をよりいふ方向へ指導することとはきわめて望ましいと考へておりますが、そのことと、かかる形式的基準を設け、そのことに一つでも触れては組合の自主性をなすものと認める、従つて組合としての恩恵を剝奪するといふことについては、組合運動のために非常に危険な結果をもたらす規定ではないかというふうに考へる。ことに第二條の中にはたとへば機密の事項に接するといふたような規定がありまして、これはむしろ労働間のバランスの問題をここでは考へておつて、一体組合の自主性といふことと、はたして問題が一つであらうかどうか、労資のバランスを考へるという問題は、私はあくまで労働協約にこれをゆだねるべきものであつて、法律によつて一定のやさしい基準を設け、この基準に該当しない労働組合といふものに対して、その救済を拒む、法律上與えられざる救済を拒むという態度で臨むべきものではない、こう考へておるわけであります。要するに結論は、使用者の不当労働行為を徹底的に追究するといふことに中心が置かれるべきであつて、たまたま使用者側からある程度の財政的補助、あるいは使用者側のいわゆる利益代表者、しかも今度の第二條に書かれましたような機密の事項に接する者とか、守衛であるとかいふものがたまたま入つてゐるということとで、その労働組合に保護を拒むという態度は、この法案の第一の難点ではからうかと考へておるわけであります。

第二に、組合の民主化の問題でありまして、これは第五條にその精神が盛り込まれてゐるわけですが、この点については私は組合の民主化を促進すること、いわゆるボス的な勢力によつて組合が指導されることを排除するといふ思想そのものは全面的に賛成であります。ただ今次の改正案は、この点についてきわめて中途半端な立場をとつておつて、第五條に並べられた規定をただ組合規約の中に書きさえすれば、第五條の條件は満たされるであらうかと思ひます。たとえば実際に第五條に並べられたいふ／＼な條件の違反といふような行動が行われたとしても、それは必ずしも組合からその恩恵を剝奪するといふ結果にはなり得ない。そうすると、たか／＼形式的にその規定を書かせる——書かせるといふことは、要するに内部的な自治によつてその規定の守られることを保障して行くといふ考へ方になるであらうと思ひます。こういつた形式的な態度といふものは、法規が労働組合運動の自治制の中身に食い込んで行くといふ間違つた態度を最初にとつたために、こゝういふきわめて中途半端な態度に終らざるを得なかつた。しかも実際問題として、そこにいろいろ／＼な困難な問題がまつわつて現われて来ると思ひます。あまりこまかい問題には、ここでは触れたくありませんが、要するに組合自治の根幹である組合規約にまで手を入れるといふことは、組合の民主化をはかるといふ名のもとに、組合から民主化

の根本精神である自治を奪つてしまふという結果になるのではなからうか。なるほど現在の組合運動はいろ／＼な点でまだ／＼十分の完成の域に到達していないといふことは、だれしも認めてゐるところだと思ひます。そのことはやはり組合運動の中から自主的に排除されるべきこととで、その自治的な矯正にまつべきではなからうかといふ考へ方を持つております。

第三に、組合運動を公共の立場、いわゆる憲法にある公共の福祉という立場から制限するといふ觀念が、労働法の改正の重点になつてゐるかと思ひます。今度労働法第二十六條に附加された三項、調停案の解釈について、ないしは履行についての紛議、これを労働委員会の見解が出されるまで争議をストップするといふ考へ方、さらに三十七條につけ加へました二項、すなわち争議権のいわば存続期間を六十日に限つたといふ第一の項目、さらに調停において当事者の交渉にゆだねられた部分がある場合には、その調停案がもたらされた場合には、その交渉にゆだねられた部分について争議行為をなすには、さらにもう一回調停委員会の門をくぐつて来なければならぬといふ第二の項目、これらはいずれも従来の経験にかんがみて、おそらくいつまでもずるずるべつたり争議行為が続かないようにといふこと、あるいは争議行為の調停案の解釈、運営、履行等をめぐつて起る争議行為といふものをできるだけ防止したいといふ考へ方で、結局はそれは争議行為が社会全体に及ぼす悪影響といふものを、できるだけ最小限に食い止めたいといふ考へ方の基礎に立つてゐると思われまふ。しかしこの

二十六條に附加されました三項、及び三十七條に附加されました規定については、いずれも私の態度としては反對なのであります。たとえば二十六條について申し上げますと、二十六條は結局調停委員会の見解を求めるというのであります。その見解は決して労働双方を拘束する權威を持ち得ないに違ひない。労資はあくまでその見解に對して争ひべき自由を持つておるわけですから、ただ／＼と労働委員会の見解を待つておつて、その間ただ争議行為をストップさせるという意味しかこの二十六條の規定にはない。結局は、拘束せられない労働委員会の見解を示されるまで、争議行為をストップさせることが、はたして妥當であるかどうかといふことについては、非常な疑問を持つものであります。要するにそれは争議権の保障といふことの精神に反するのではなからうか。なるほど調停によつてできるだけ争議行為を予防し、あるいはそれを解決することは望ましいことではありますけれども、そのことと争議権を抑えてまで、この二十六條のような規定を附加しなければならぬという理由を、私は発見することができないのであります。三十七條に附加されました後半についても同様であります。たとえば交渉が留保されたといふことは、何も労働組合がそれによつて争議権を捨てるといふ意味はない。交渉の中には平和的な交渉もあれば、争議による交渉もあり得るわけであります。従つてこれらの思想の背後には、調停にかけられた場合には、当然できるだけ争議権はストップさせるといふ考へ方があるのではないかと、いふふに思ふ。しかしこゝういふ

考え方は、私は賛成できないのでありまして、実は私は現行の三十七條自体についても非常な疑問を持つておる。というのはこの公益事業についてでありますけれども、公益事業の争議を形式的に、つまり調停にかけてから三十日以内にストップさせるという態度を私はとらないのでありまして、むしろ公益事業の争議行為の制限をもし認めるとすれば、それは公益事業の争議行為が社会的に及ぼす大きな影響を持つておる、ことにある争議行為において、それが非常に大きな社会的影響を及ぼすという事態が惹起せられた場合に、たとえばアメリカのタフトハートレー法が、そういう全国的な非常事態とでも言うべきほどの国民全体の公共の福祉に影響を與えるような事態の発生したときに、それをストップさせるというような方式が望ましいので、公益事業であるから当然争議行為がある一定期間制限されなければならないという思想は、私は正しくない考え方でないかと思う。むしろそれは憲法に保障せられた争議権の保障を不当に侵害する行き方ではないかろうかと考えておるわけです。同じことは三十七條の付加せられました前半についても言い得ることで、要するに、ある争議が起り、それによつて争議行為が発生することは、争議状態があれば当然争議行為は予想せられるのでありますから、争議状態が解決されないうちに、たとえば二箇月経てば争議行為を打ち切れといつてもこれはむりなことであります。むしろそういうことによつて惹起されるべき非常事態を憂慮するといふのであれば、その非常事態に対して打つべき手を法律として考える。こ

う方法で進むべきであつて、さうして形式的に争議権の制度を行うという現行三十七條及びその精神をいけば拡大したと考えられる二十六條の付加された規定、三十七條の付加された規定、いづれも私としては反対であります。こまかい点については、実は今度の改正案は、いさゝか私たちに疑問を持たせる技術的な欠陥があるのではなからうかと考えておりますけれども、これは時間の関係上省略させていただきます。大体私としては今日の改正案が本來ねらつておることは、少くとも言われておるところの組合運動の民主性、自主性及びいわば公共性といひますか、そういう点に加へられた改正の根本的態度そのものに、以上のような疑問を持つておると思います。ここに強調しておきたいと思ひます。

○倉石委員長 何か委員の方からただいまの公述に対して御質疑はございせんか。

○前田(種)委員 ちよつと吾妻さんにお尋ねしますが、今いろいろ承つておりますと、非常に参考になる御意見もございしましたが、結論的に端的にお尋ねしたいと思ひますが、そうした見解から申しますと、今政府が提案しておりますところの二つの改正案と現行法と比較検討して、現行法に対してい

ろい不備欠陥はあろうと思ひます。今日の場合、もとにおいては改正案を出して改正するよりも、むしろ現行法の方がいいんじゃないかという結論も、いろいろの方面から意見があるわけですが、吾妻さん自身は現行法がむしろ改正案よりましだ、結論から申し上げますならば、もつと十分の検討をして、もつと十分内容を盛り上げ

て、りつばな法案にするというならばいいが、今提案されておるような内容の改正案であるならば、むしろ現行法がましではないかという点に対する御意見の御見解を結論的に聞きましておきたいと思ひます。

○吾妻公述人 その点実は申し上げるべきだつたのでありますが、時間の関係で省略いたしましたのですが、私としては現行法にもいろいろ欠陥はありますけれども、今度の改正、これは手続上のいろいろの不満というところもあつた点に對して相当疑問を持つておるわけですが、その意味から申しますれば、現行法を全然いじらないでいいということになるかどうか、これは問題であります。大体改正案に対しては反対の立場に立つておるわけでありま

す。しかも労働法規というふうなものに、その動かすというところに私は元來あまり賛成でないものであります。一定の軌道の上に乗つて走つて來てゐるものをあちこちと方向を交換させますと、組合運動を萎縮させてしまふのではな

で不公平だということについての最も大きい理由として、どうも労働側の委員が強過ぎるというか、むりを言うて結局委員会がその方に傾く、こういうのであります。それでおそらくそのためでありましょう、昨年あたりから地方軍政部の御指導によつて、地方の労働委員会の委員の委嘱について、いわゆる職権委嘱問題なるものを起しまして、そのためにある委員会のごときは長いことできない。できてもまるで麻痺状態に陥つたような事件がかなり方方にあるわけでありまして、それではこれはどうしてそういうことになるかと申しますと、確かに委員の中に不適任な人は私どもの知つておる限りでもあります。しかしそれは政党あるいは労働組合の關係からいふと、いずれのものに属しておるものにも不適当なものには不適当であります。非常に熱心だが、はげしくて困るし、それから委員会に來ればおとなしいが、なまけていて、もつとやつたらよいと思ふような人もおりますが、實を言ふと問題は中立委員に人を得ることが困難であります。中立委員さえしつかりしておれば、私の考えでは労働側の委員が強いほどよい。強いほどよいというのは、労働者の立場をあくまで委員会が主張する。そうでないといふと、いざまとめるといふことになる、うしろを向いて労働組合をなだめることができないのであります。それで労働側の委員を何んでもかんでもおとなしい者にしてしまつたら、労働委員会はいくら行かといふと、あにはからんや實際うしろを向いたときに力がありませんからだめなんでありまして。それで昨年から今年にかけての各地労働の人選を見ており

まして、その点に非常な欠陥があると思ひます。たとえば東京のような、あれだけ大きな組合で、いろ／＼なものがそろつてゐるところに、今度の東京の労働側の委員のような人選をいたしまして、たとえば産別はいかぬ、産別の中でも共産党はいかぬといふようなことで選んで参ります。その結果産別の中からいづれも民間という、しかもそれも産別の東京の中心からいへば、むしろ地方にはずれてゐるという方面、あるいはその他中立組合といつて終戦後よりよく初めて動き出した、しかも小さい組合あたりでどうやらやつたといふような人が並んでゐるようでありまして。こういう人は、なるほど委員会でおとなしく、しかるべくやるかもしれない。だけれどもこれでは組合はそういう人の言うことではおさまらない組合がたゞさんあることは事實であります。これは仕方がない。そういう事實があります以上は、やはり労働委員会の中に、東京の全体の労働組合の傾向を如実に反映したような労働委員をつくつて置かないと、これはおさまりがつかないであります。この点での私の結論は、要するに使用者側、労働者側の委員はあくまでもそれぞれの立場を十分主張するようになつて、い、しつかりした人が出てほしいが、大事なことは中立委員にその人を得る、三年間の私の経験で、地労委に於けるいは労働側にはなほだしく押され過ぎて不公平になつたといふよりは非難があつたり、いろ／＼非難があります。その原因のほとんどすべては中立委員にその人を得ていないといふことでありまして。その原因はどこにあるかと申しますと全部の都道府縣に、

こういう大問題を責任を持つてやらねだけの五人の中立委員の優秀なものを得ることは、實はできない相談であります。それでどうしても中立委員に一つは中立委員の待遇をよくしなければ問題にならない。もう一つはアメリカのワグナー法あたりでやつてゐるようによ、現在ある職についてゐる人間を、委員会に専念させようと思ふ年間という任期でやらせて、終つたら元の職にもどれるといふことを法律できちんときめれば、優秀なものが出て來て熱心になると思ひます。私は司令部から、お前は中労委だの、都労委だの役員労働委員会だの、そんなにお前が一人で三つかのものをいろ／＼やつてゐるから仕事を進行しないのだといふことを言われますれば、私のようにに幸いにどうやら三つをほとんど専念的に務めることができるようなひまな人間はないのであります。私は偶然遊んでおつたからできたのであります。中立委員を得ることに何か特別なご／＼を願わないといけません。話をもしまして、実は先ほど二度國會として、イギリスのロイヤル・コミッションのようなもので至急にお調べになつたらいいといふことを申しましたが、これはよく誤解があります。労働法制審議會のようなものをつくつて、民主的に、みんなが納得するやうなことをと言われましたが、私のロイヤル・コミッションと申しますのは、事實を調べるのであります。すなわち意見を聞かすのは國會におまかせすればよい。意見は國會で十分におやりになれば

いいので、意見でなくして意見のもとになる事實がはつきりしない。そうして非常に関つた事実の上にいろ／＼のことを考へたり議論することがそもそ間違ひである。事實を十分に検討しさえすれば、おのづから結論は出て來るのではないかと、たとえば先ほど吾妻さんから話され、御質問になつた労働法の三十七條、あれをどうにかしたらということは、これは事實を調べるとおのづからわかることは私に思つております。もうあの三十七條には私も閉口いたしました。それで今度の法案でもちつともその閉口はとれないのであります。どうか事實をひとつ十分にお調べを願つて、そうしてその上で対策を立てるといふ段取りに進めるようにしていただきたいといふことであります。

それからもう一つ申し上げますことは、今のやうなことではいかぬと司令部ではおつしやる、ぜひこの際改正しろといふことをどうしてもおつしやるのであります。といたしますと、いろいろな方がいろ／＼こころおつしやつたやうなこまかいことを申しまして、なか／＼司令部ではお聞き入れにならないかと思つております。今度は特別にずいぶんよく勉強されて、非常に強い意見を持つておられる。それで私も実はあの法案に言ひたいことはたくさんありますけれども、ごく實際的にと初め申し上げました立場で、これだけはどうか何とか直していただくたい、それからこれだけは國會で直したい、いじやないかと云へば、あちらさんでも聞いてくれると思ふ点だけを申し上げます。というのは、日本の交渉される政府の官吏の方の力がある意味から言つたら足りないといひますか、十分先方を納得させていないと思ふ点があるのではありません。それで偶然のことであることになる。それで小さい点だけ、これなら必ず直るし、それから直していただかなければ困るという問題だけ申し上げます。

簡単なことから申しますと、労働委員会の委員を地方は全部五人ずつ、つまり十五人といふことです。それで現在では施行令で臨時委員を置いてふやすことができてゐることになつておりますので、これを利用して東京都では七人、つまり二人臨時委員を入れた形で、常時臨時委員で二十一人であります。これを今度は全部五人といふことで、そうして臨時委員を置く規定も何もありませんので、そうしますと東京都の労働委員会はもうほとんど動かないだらうと思ひます。たとえば今度のあの組合法案の附則にありますように、この法律を施行してからたしか三十日でありまして、その間にすでに法人になつておる労働組合はみんな資格審査を一度労働委員会にしてみなければいけないといふのですが、そういうことはとても實はできないのであります。まず第一に、現行法でも資格審査といふことを、東京都では特別の場合しかなないのであります。なぜかと申しますと、東京には三千五百の労働組合がございます。それでこれの資格審査なんといふことは實際の上でできません。何か實際が必要とやるのであります。それでこの法律を施行してから三十日ぐらゐの間に今法人になつてゐるのはどのぐらゐありますか、そうたくさんはないかもしれませんが、それだけでもとてもできないと思

います。それで東京都の労働委員会というものは、絶えず四十件くらい事件を持つております。つまり解決するあとからあとから事件が入つて来るわけでありまして、これにはよほど優秀な中立委員が相当数あつて、手わけをしてやるだけの仕組みをしなければならぬとあります。それから事務局にしても、よほど優秀な者を置かなければいけない。よほど特別に考えなければいけない。この事情は程度の差はありますが、大阪及び福岡についてはあると思います。それでぜひ定員を必要があれば何らかのことでふやせるという規定を置いていただきたい。司令部ではそれに対してはこうおつしやるのです。それは調停の必要があつたらば、委員でない者を調停委員に頼んだらいいじゃないか、それからあつせん員を頼んだらいいじゃないか、こう言われるのでありますが、私も三年間の経験では、労働委員になつている人に頼むのがせいゝで局外の人を頼んでも適任者がいないのみならずやつてくれません。いやな仕事なんです。あのくらい両方からにくまれるいやな仕事はないのでした、あんないやな仕事を臨時に頼まれて、しかも報酬が実に出せないような仕組みになつております。報酬を十分に上げないで、あんないやな仕事を臨時に頼んで片づけると思ふような点は、非常な認識不足なんでありまして、それでその点はぜひ實際問題としてお考えを願ひたい。ですからこの法案をどうしても通して行くんだという態度をおとよになるならば、これはぜひやつていただきたい。これは国会でおつしやれば通りませう。私はそう思つております。実は東京が五人

になりましたのは、いろ／＼ないきさつがありまして、そのいきさつの当面のことを存じております。これはなると思つております。

用組合化させるような行為、これはむしろ罰したらよいじゃないか。一号、二号はそうでなく、二十七條にあるような方法で、第三号は罰したらよいのだという考えを持つておりますが、これはよく御研究願ひますと、一号、二号、三号はどれも言葉が大分違ふように思ふ。これは三号はこういうことなんです。現行法の二條の第二号であり、あれを一方では今度の二條の第二号に加える形になつていて、その裏者を押さなければいけないというの、今度はその第三号になつて出て来る。これを押さえるのならば罰がいるのじゃないかというふうに考へております。

あまりすば／＼やるとあとで困るだらうと思ふものだから、労働委員会のやつておることを暗に見ている。しかし何とかしなければそのために遅れます。しかしまたいろ／＼なことを出される、ところがその出されるものが今度は労働委員会で事を扱つてゐるのに、悪い影響を與えます。それで何とかして労働委員会一本でつとやつて行く。

の申請をする場合には、本訴訟を起さなければいけません。ですから、本訴訟を起すために弁護士を頼み、金がある。その上仮処分を申請する。また金がある。またそれを解くために使用者の方でもまた金を注ぐというふうなことをやる。これ一本にしてつとつとなくする。労働委員会が裁判所に仮処分の申請をする。この法案では、後にいふ／＼問題がうるさくなつて、労働委員会が決定ができてから三十日たつて裁判所に事件が行つてから、裁判所が仮処分的なことをやるよりなことは二十七條の終りの方にございます。それでなく、初め地裁の方で仮処分を申請する。これは実は司令部でこの意見がなか／＼御採用にならなかつたものとどこにあるか、人様のことですからわかりませんが、どうも日本の法務廳のお役人が十分司令部を納得させる努力をしておらないと思ふのです。と申しますのは、今の民事訴訟法の建前というものが一本でありますから、労働委員会が仮処分を申請するという変てこな、今までの法体系をみだるやうなことは、役人が嫌いです。ですから労働委員会が仮処分の申請をするな

なりまして、いろいろ／＼ないきさつがありまして、そのいきさつの当面のことを存じております。これはなると思つております。

それからその次に大きい問題は、不當労働行為の七條と二十七條でありまして、これについては二つだけ申し上げておきます。七條の第三号を一号、二号と同じ扱いにすることは間違ひじゃないだろうか、つまり一号、二号ならば、労働組合の側から、あるいは被害者たる労働者から提訴して来るというふうな問題で、従つて二十七條流の片づけ方で片づけるのも一つの考へだと思ふ。ところが第三号は、よくお説みくださるとわかりますように、こういうことを使用者がしたからと申しても、被害者というものはないのであります。つまりあるとすれば、第二組合があるような場合、たとえば在來第一組合がある、ところが使用者がこの第三号のような、金を出したりなどして、第二組合をつくるというふうなことをやります。そうすると第一組合からこういふことを訴えて来るというところが想像されるのであります。それでその場合に、すべて二十七條のようなことでやるかと申しますと、二十七條のような形のことをやる、二十七條は一号、二号の場合だけを予想して大体できています。あれを実は三号の場合に当てはめてやりますと、あの手続ではうまく行かないだらうと思ひます、それで私は現行法のあの十一條及び労働法の四十條が刑罰をもつてこの臨んでおるのを、今度は民事的な方法で行かうというの、この点は私は賛成であります。しかしこの第三号だけはむしろこういふ組合の者を買収して、御

それから二十七條の第五項に關係するのですが、實際上困ると思ふことだけ申し上げます。つまりこの裁判所と労働委員会の關係というものが、現行法で非常にうまく行つていない。そしてそのうまく行つていないことが今度の法律でも取除かれない。と申しますのは、現行法で労働委員会に労働側から十一條違反だと言つて訴えて参ります。そうすると労働委員会ではもっぱら違反であるから検事局へ送るべきものかどうかというこの立場で調べて行く。ところがその間解雇された労働者は、首を切られつばなしでは飯が食えませんから、このごろは必ず裁判所の方へ解雇無効確認の訴えを起し、そして仮処分の申請をして、その間給料をもらふことを考へるわけですね。そうすると裁判所が、一方この労働委員会にかかつてゐるものですから、労働委員会の様子を見る。労働委員会と無關係に

申しましたら、地方労働委員会が調べまして、ほぼこれは不当労働行為であるというこの確信を得、そしてかつこの際一應この解雇された者をあとへもどしておいてやらないと、飯が食えないでかわいそうだと思ふことが顯著であるやうな何らかの事実があつたならば、地方労働委員会がもうすぐ裁判所と連絡して、地方労働委員会が裁判所に仮処分の申請をする。これは今の民事訴訟法から言つて、全然筋違ひで訴えの当事者が仮処分を申請するのであります。それで労働委員会が裁判所に仮処分の申請をして、裁判所が調べて、なるほどと思つたら仮処分をやります。これによつて裁判所と労働委員会が二つ二本建てで、変なことをやるということになることを防ぐ。それから今の制度では組合員にとつても使用者にとつても、非常に氣の毒です。仮処分

の申請をする場合には、本訴訟を起さなければいけません。ですから、本訴訟を起すために弁護士を頼み、金がある。その上仮処分を申請する。また金がある。またそれを解くために使用者の方でもまた金を注ぐというふうなことをやる。これ一本にしてつとつとなくする。労働委員会が裁判所に仮処分の申請をする。この法案では、後にいふ／＼問題がうるさくなつて、労働委員会が決定ができてから三十日たつて裁判所に事件が行つてから、裁判所が仮処分的なことをやるよりなことは二十七條の終りの方にございます。それでなく、初め地裁の方で仮処分を申請する。これは実は司令部でこの意見がなか／＼御採用にならなかつたものとどこにあるか、人様のことですからわかりませんが、どうも日本の法務廳のお役人が十分司令部を納得させる努力をしておらないと思ふのです。と申しますのは、今の民事訴訟法の建前というものが一本でありますから、労働委員会が仮処分を申請するという変てこな、今までの法体系をみだるやうなことは、役人が嫌いです。ですから労働委員会が仮処分の申請をするな

ず、労働委員会の信用にも関します。それから裁判所の信用にも関します。つまり両方の違ひ意見が出るということとは、何となく信頼感を失わせることになる。これは労働委員会はいち早く裁判所に連絡をする。裁判所も納得するようだったら仮処分を出すということにしたら、びたりと片づくのであります。

時間がございませんで、あと一つだけ申し上げます。それは第一條の第二項であります。これはこの間の労働省の議案、あのときの公聴会その他で非常に議論のありました点であります。この点は司令部でも、何とかいい案があればそれに従うかと言われたくない熱心に、いい案がないだらうかというところを言っておられた点であります。つまりこれは、使用者から申ししても労働組合から申ししても、一條二項が現行法のままでいけないことは公聴会でもみな申しております。そこでどうも今度の第二項の終りに、暴力行為だけはよろしくないという規定だけが残つた。実はまだいろいろな議論があつたのですが、これだけ残つた。それで私も労働争議に際して、労働組合が暴力行為を振うことは非常によくないと思ひます。だからこれは押さえる必要があると思ひます。これなども、全國について暴力行為があつたという場合を公正に調べて行くと、私もものの中労委には、しばしばこういうことについて組合側からいろいろなことを申して来る書類がたくさん入るのであります。そしてときにはわざ／＼人を出して、職務外のようなことでもありますが、調べておることがございします。それによりまして、確

かに暴力行為があつたが、さてそれは組合がたまた勝手に暴力行為をやつたかというところ、暴力行為をやつたことについては雇い主側が相当挑発をしておるといふことがございします。それから雇い主側が暴力行為を雇つて来て、両方お互いにやつておるといふような事件も出ておるのであります。つまりごく卑近な例を申しますと、けんかをしておるような状態になるのです。あるいはもつと公正な言葉で言えば戦争です。両方の戦闘、つまり國際法の戦闘行為がどこまで適法であるかというところと同じようなものです。そして國際法に例のレプライザルというのがあるのと同様に、片方はかりひひいことをやると、片方もひひいことをする。それでどういたしまして、この第二項の今度つくりましたこの規定だけでは、雇い主側に実は挑発的な、あるいはむしろ責任があると思ふような事情がある場合に、一方的に暴力行為が行われるのは不都合だ。つまり暴力行為を発生させる原因をなくすることなしに暴力行為を罰してもだめである。暴力行為は自分だけが一方的にやるものもありますが、ある原因によつて出る場合がある。そのときにはその原因を押さなければならぬのですから、今度の第二項に掲げた部分をも少し練り直す必要があるのだというところが考えられます。ことに最近非常にこの点で心配になりますのは、今の刑法の二百三十四條、いわゆる業務妨害罪といふところに二つの規定がございします。第二番目の規定は「威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者」云々というのであります。それで争議行為といふものは、必ず業務妨害になる。結果において業

務妨害にならないような争議行為をやつても目的を達しませんから、業務妨害には事実上必ずなる。そうすると問題は、威力だけであります。威力という言葉は刑法上にはかに使われておるかというところ、私が知っている限りでは、暴力行為等取締り以外にはないと思ひます。これは暴行脅迫よりも廣い意味であります。つまり暴行、脅迫でもなく、もつと廣い意味の威力であります。そうして労働組合のすること、程度の差こそあれ、威力的なものも、十人來れば威力を感じます。それも脅迫、暴行はしないが威力を感じずる。主觀的に雇い主側から見れば、すべて威力に感ずる。そこで裁判所の考え方いかんによつては、威力という言葉は廣く見られ、業務妨害罪というもので争議行為といふものが刑罰的に押えられることが多いことになりまして、これはかつての大正、昭和の初めと同じようなことになりました。ことにいけませんことは、裁判所で罰せられるのが問題ではなくて、そういうことで罰せられるということがあります。警察が争議行為に出て来ることであります。つまり嫌疑があるといつて出て来て、押えて行けば、それで争議の押えになる。たとへば選挙干渉といふのは、罰しなくても投票日の二、三日前に事務所に入れば、選挙干渉の干渉になる。それで済んだ翌日にはのがしてやる。つまり第一條第二項をああいまいの形に置き、ことに刑法の業務妨害罪のような規定をそのままにして置いてやつて参りますと、おそらく警察が争議に干渉する端が——もとから開かれる道はあつたの

ですが、過去三年はあまりありませんでしたが、このごろの様子ですと、やるおそれが非常にあります。これは私も、実際に見ておまして、非常にいけないことが起るんじゃないかというふうな思つております。こまかいことで申したいことはたくさんございしますが、今申しました労働委員会の人数的問題及び不当労働行為の取扱ひ方の問題、及び最後に申しました一條第二項、これはもしもこの法案をこのままお通しになるのでありますれば、ぜひ何か具体的この点について、よい御案をお考え出し願ひたい。そうすれば司令部も納得していただけると思ひます。これはもうあまり根本の主義主張の問題ではございせん、ほんとうに實際的の問題でありますから、どうぞひとつ親切に考へていただきたいと思ひます。以上で終ります。

○倉石委員長 どうもありがとうございます。委員の方でただいまの公述に対して御質疑はありませんか。

○佐藤(親)委員 私は末弘先生が中労委の会長としてなされておられますことに対して、過去二年間、私も栃木縣の地労委の委員長として御指導を受けましたので、いささか先生と同じ感ぜいたくがあるものであります。そこで先生の過去の御経験で、かような感想はなかつたかといふことをお聞きしたいと思ひます。公選知事になりましたから、知事はいずれか一方の政党に属しておりますので、ちつぽけな会社の使用者側の代表者が知事の選挙に骨を折つたり、知事と同じような政党にくみしておるがために、ややもすれば、市会議員とか何とかいう一つの肩書きがあるために鼻柱が強く、その鼻柱の強いものを委員に任命しておけば、労働者側の委員とかみ合せるのに都合がいい。まるでシヤモのけんかをさせるのによいあんばいではないので、さような指定をした。それで過去三年間にわたつての先生の御経験として、どうも使用者側の委員の中には労働法の條文あるいは労働法の條文をそつくり知らないで、その場になつてすぐ騒ぎ出すような例が全國の地労委の中にはあります。思ひます。

○末弘公述人 そういふ例はよく私も耳にいたしますが、私實際に關係しましたところでは、東京都はさすがにおひざ元で大きいですから、そういうような實際はなかつたようです。ことに政党的關係からいふと、東京においては感じないことは、東京においては感じないことではない。但しやはり非常に公選といふことのもに、い／＼の下部の部局長、その他にやはり政党的力というものがありまして、おもしろくないと思ひます。ことを感ずることはとき／＼あります。

○佐藤(親)委員 それにつけ加えて、法務廳における先ほどの御意見がありました。これは提訴になつて参りましたも、使用者側の代表、言いかえまして、政府が提訴されて参りましたも、労働委員会が何回も呼出してしても出て来ない。それでまことに労働者側の委員も、使用者側の委員も激昂してしまつた。それで結局労働組合法の趣旨もわからないのでは、まづたく労働者の提訴するのは妥当ではないかというので、委員長は告発したのであり

ます。ところが檢察廳は、その使用者が東京におるので、東京まで檢察官みずから出張して聴取書を書いて來たのですが、結局のところは、自然の間に地勞委の権威は侮蔑された例があるという、私の方の栃木縣の労働委員から中勞委に報告になりましたような事案もあつたと思つてあります。

それは要するに、檢察廳の檢察官があまりにも労働法に対する関心が薄いというお感じがあるかもしれませんか、伺うのであります。

○末弘公述人 その点は部分的に存じておりますし、聞いております。しかし私ども中勞委及び都勞委の経験では、呼び出して來ないのは、労働委員會にも一半の責任のある場合があると思つております。と申しますのは、東京で三年間あれだけたくさん事件を扱ひまして、なかなか参らないで困りましたのは、台湾省民である中國人の新聞社の十一條違反の事件ただ一つであります。あとはやはりおいでを——究極において二十九條で罰せられるのですけれども、罰するなどというものは間違ひなので、こちらからやはり礼を盡し、そうして理を説いておいて罰の問題じやないと思ふ。地勞委でよく問題になりますと、どこでも申し上げるのですが、理を説きますれば、現に今の東京都では、一人はアメリカ人の十一條違反、それから一人は朝鮮人の十一條違反、いずれも司令部と十分連絡をとつて扱ひました。そしてやはりいづれも出て來て、労働委員會の權威を傷つけないでやつていただけだったので、これは何かの間違ひがあるのじやないかと思ひます。

○倉石委員長 末弘先生は歸りを非常に急いでおられますから、簡明に願ひます。

○土橋委員 ただいま末弘先生の公述でわかつたのであります。暴力行為を労働組合側がやるのに対し、挑発的な行為が多々あつたという経験を持つておるという御公述であります。そういう顯著な例を聞かしてもらいたいと存じます。

第二番目は、暴力行為の行使ということ、現行の刑法の規定には私は一箇條もないと思つてあります。先生は先ほどの御公述によりますと、威力を伴わない團體交渉というものは非常に困つたものであるという点を一應お述べになつたのであります。暴力行為についてここに法案が出ておられますが、どういふふうに一体考へておられるのか。先生の見解で、暴力行為というものが実はわかつたようであつたからではないかと思ひますが、この点を聞きたいと思ひます。

○末弘公述人 今のお尋ねの第一の点は、やはり私はこういふ事実があつたと申してはいけないので、これはぜひ先ほど言つたように委員會をつくつて、やはり両方の關係者を呼び出して、現実がどうだということをお調べになつて確むべき事柄だといふふうになつて申すので、申さないことにいたします。

それから第二の点は、今度の法律の暴力行為というものは、英語でアクト・ヴァイオレンスと書いて出て來ておるのであります。それが今の刑法のどこに當るのかはよくわかりません。ですから非常なあれは範圍が廣い。つま

り刑法の暴行といふのと、暴力行為といふのは違ふのです。私に言わせると、暴力行為でなくとも、たとえば労働組合がある重役の家庭までも脅かすようなこと、それも暴力は使われないが、やたらに近所に張紙を張つて、子供がはつかしくて学校に行けない。あるいはうなたいへん卑怯なことをやることは、労働組合として不都合千万だと思つておる。あれは押さへるべきだと思ひます。日本の労働組合は何をするかを實際にもつと端的に調べますと、一條二項があるにかかわらず、押えていいと思ふことがたくさんあります。ことに家庭を脅かしたり、あるいは重役の名譽を不当に侵すようなことを争議行為として行ふのは、卑怯千万である。争議行為は一種の戦争ですから、俗語で申しますと、卑怯といふことは一番いけないのです。暴力行為といふのは、案外やむを得ないと思ふ場合が実は私に言わせるとあるのではありません。

○福永委員 今の点なのですが、末弘さんのお話はちよつと伺つても非常に明快なもので、胸のすくような点が多いのですが、今の点いささか末弘さんのお話としては、奥歯に物がはさまつたやうな感じがして、先生の今のお話はどうも問題を提示されたまゝのやうな感じがする。いかにすればいいのかわからぬ、もう少し先生のお考えになつておることを、さしつかえないの思ひます。率直に承つておいた方がいと思ひます。

○末弘公述人 それは法律上のこまかいりくくつになりますから、もしもお許しがあれば、紙に書いて意見を出してほしいと思ひます。

○石田(一)委員 ちよつとお尋ねしますが、先生のまず最初におつしやいましたこの改正案を政府に返還して、新たに十分練り直すという勇氣があるならば、その方をおやりになつた方がい。この前提のもとにあつた公述がなされたのであります。あつた方の、要するにもし本案を通すれば、第一條の第二項の暴力行為の問題とか、あるいはまたその他二、三点をおあげになつた、それらのものを修正をしてもいいという御意見ですが、先生のほんとうのお考えは、一番最初の本案を全然修正も何もしないで葬つてしまつて、政府に返還して、練り直すというお考えの方が主である、こういうふうな解釈していいのであります。

○末弘公述人 その通りであります。ただ無條件で返還ならぬので、やはりほんとうに事實を調べるならば、そういう委員會を設けることを決議して、そうしてその仕組みまでしらえてやる。ただ、けるという形でなく、つまり建設的な返還をされたいのじやないかと思ひます。

○倉石委員長 それでは午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後二時開議

○倉石委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。前田一君。

○前田公述人 私は日本經營者團體連盟の専務理事をいたしております前田一でございます。

私どもの考へております基本的な考え方は、労働組合の正常なる発達には必ずしも法の力のみをもつてよくなし得るものではないといふことを考へてお

ります。労働者のよく立場を寛し、その啓蒙、教育、こういう方面から労働の關係の正常なる発展を望んでおるものであります。もし労働組合がほんとうの經濟團體として眞にその使命を自覺し、健全な労働組合として活動されるならば、必ずしも労働組合法の改正という問題に神経をとがらす必要はないと思ひます。しかしながら今日の實情を見ますと、労働組合員の中にはもちろんほんとうに健全な思想をもつて國家社會の發展を期するといふこのわく内において、みづからの階級的立場をもよく自覺し、相互の調整を勸告いたしながら組合運動を推進して行こうというこの種の組合ももちろん多数あります。しかしながらこれに反しまして、ただ階級的な立場だけを固守し、あるいは特殊の目的をもつて、いたづらに社會の混亂を目途とするやうな、こういう態度に出るところの組合も少くないのであります。過去三年間にわたります法施行以來の私どもの経験に徴しますれば、あとに述べましたやうな、組合のいゝゆる争議戦術なるものにいかばかり私ども經營者が悩まされ、苦杯をなめさせられ、しかしてその結果が日本經濟再建に、いかばかり阻害を來して参つたかといふことは、幾多の事例に徴して申し得る事実でございます。こういう労働運動のあり方に対しては、どうして法の力をもつてその行き方を制限し、またはこれを抑制するといふ方途に出る以外に道はないのであります。

現段階におきまして、労働組合法を改正すべきであるといふこの事實は必ずであることを確信しております。組合法改正の問題につきましては、昨年の

ります。労働者のよく立場を寛し、その啓蒙、教育、こういう方面から労働の關係の正常なる発展を望んでおるものであります。もし労働組合がほんとうの經濟團體として眞にその使命を自覺し、健全な労働組合として活動されるならば、必ずしも労働組合法の改正という問題に神経をとがらす必要はないと思ひます。しかしながら今日の實情を見ますと、労働組合員の中にはもちろんほんとうに健全な思想をもつて國家社會の發展を期するといふこのわく内において、みづからの階級的立場をもよく自覺し、相互の調整を勸告いたしながら組合運動を推進して行こうというこの種の組合ももちろん多数あります。しかしながらこれに反しまして、ただ階級的な立場だけを固守し、あるいは特殊の目的をもつて、いたづらに社會の混亂を目途とするやうな、こういう態度に出るところの組合も少くないのであります。過去三年間にわたります法施行以來の私どもの経験に徴しますれば、あとに述べましたやうな、組合のいゝゆる争議戦術なるものにいかばかり私ども經營者が悩まされ、苦杯をなめさせられ、しかしてその結果が日本經濟再建に、いかばかり阻害を來して参つたかといふことは、幾多の事例に徴して申し得る事実でございます。こういう労働運動のあり方に対しては、どうして法の力をもつてその行き方を制限し、またはこれを抑制するといふ方途に出る以外に道はないのであります。

現段階におきまして、労働組合法を改正すべきであるといふこの事實は必ずであることを確信しております。組合法改正の問題につきましては、昨年の

現段階におきまして、労働組合法を改正すべきであるといふこの事實は必ずであることを確信しております。組合法改正の問題につきましては、昨年の

現段階におきまして、労働組合法を改正すべきであるといふこの事實は必ずであることを確信しております。組合法改正の問題につきましては、昨年の

現段階におきまして、労働組合法を改正すべきであるといふこの事實は必ずであることを確信しております。組合法改正の問題につきましては、昨年の

現段階におきまして、労働組合法を改正すべきであるといふこの事實は必ずであることを確信しております。組合法改正の問題につきましては、昨年の

暮からいよ／＼これが具体的な問題になりまして以来、いろいろ、試案といふようなものについて漏れ承つた筋もございしますが、公に開かれまして公聴会にかけられました第一次の試案、その以後公聴会の意見を参酌して、さらにこれを練り直して本國会に提案をされました今回の改正案、こういう最初からの組合法改正問題を沿革的に考えてみますと、その間におきましては非常な内容においての変貌がある事実を認めるわけでございます。私どもはかねて経営者団体といたしまして、組合法の改正にはかくあるべきであるといふような改正意見を常に持つておつたのであります。この考え方と発表せられました試案との間には幾多の隔たりがございまして、これに対して主張すべき点はこの主張する努力を続けて参つたのでございしますが、漸次組合法試案なるものが変貌いたしました、今日私どもの目に触れる國会提案の試案なるものは、私どもといたしましてはどうしてもまだ満足することができないのでございます。この案に對しましては非常な不満を感じておる次第でございしますが、それでは不満であるから、この法案をやめてしまふべきであるかといふような問題になります。その事実は私どもは忘れては相ならぬと思ふのであります。なお組合法といふものは、一度改正すればもう改正されないか、そういうものではもちろんない。これはその段階ごとに應じて、その段階に最も適當するであらうと思はれる程度の改正を、その都度その都度やつて行けばよろしいのである。何ぞ何遍組合法の改正がありましても、毫も意に介することはないのであります。客観情勢が変化いたしました

するといふお話もありましたが、調査するまでもなく、すでに今日までに幾多の事実が累積いたしておるのでございまして、こういう点から考えまして、あらためて今日委員会をつくつて事実の調査をするというがございまして、許されぬ段階に到達したておるのでございします。そこで、私どもといたしましては、この法案そのものは必ずしも満足すべき程度のものではないことは明らかであるが、この程度のものであつてもこれはなきにまさる、今日の段階において改正をするといふことでは進むとして、まず第一段としてこの程度の改正でもしなによりはよほどましであるといふことを結論的に考へておるものであります。労働組合法を改正する場合、いろいろの角度から事実を調査し、立法技術を精査して、完全な改正案をつくるということにつきましては、必ずしも何人も反對するものはないであらうでしょう。しかしながら今日の段階はそういう修長なことを許されない非常に差迫つた段階に到達いたしております。何とか組合法の改正によつて、この時局の労働関係の混乱を正常なるものに取返さなくてはならないといふ段階に到達しております。この事実を私どもは忘れては相ならぬと思ふのであります。なお組合法といふものは、一度改正すればもう改正されないか、そういうものではもちろんない。これはその段階ごとに應じて、その段階に最も適當するであらうと思はれる程度の改正を、その都度その都度やつて行けばよろしいのである。何ぞ何遍組合法の改正がありましても、毫も意に介することはないのであります。客観情勢が変化いたしました

たならば、その情勢に適應する組合法をまた改正していただければつこうである。しかし今日の段階こそ少くもこの程度の改正は必要であるといふことは、くれ／＼もひとつ議員諸公においてもお忘れになつていただかないようにといふことを特に申し上げておきたいのでございします。

改正案につきまして私が第一に感じますことは、改正案の第一條目的の中から、経済の交流に資するといふ言葉を削除してある、この点であります。どういふわけでこの字句が削除せられたかといふことはつまびらかにせられていないようでありまして、私察しますに、おそらく労働組合法といふものは憲法二十八條の権利の保障を具體化する法律である。そこで二十八條所定の権利を保障するだけのものを、組合法目的の中に挿入すれば必要ならぬ十分であつて、直接関係もなさうな経済の交流といふ字句を挿入することは適當ではないと思ふ、こういう解釈の結果ではなからうかと想像いたしますが、一休憲法の條文といふものは、どの條文が重く、どの條文が軽いといふことはもちろんあり得ないと思ふのであります。

〔委員長退席、三浦（寅）委員長代理着席〕

私どもが憲法に對します態度は、常に憲法全体を通じて流れるところのこの憲法の精神をよくくんで當るということであらうと思ひます。二十八條だけが非常に強く取上げられて、他の條項がネグレクトされてよろしいといふ筋合いのものでないことは申すまでもございしません。ところで憲法にはこれらの與えられました諸權利をどう利用すべきかといふことについて、非常に丁寧な明示をしてあるのであります。御承知の通り、十二條、十三條には、これらの權利が濫用されてならないことと、並びに公共の福祉のために利用せらるべきことをつづさに規定しております。従つて二十八條に所定せられました權利もまた公共福祉のために利用せらるべきことは理の當然でございします。一体公共の福祉とは何か、申すまでもなくこれは精神的物質的の両面から來るところの福祉でございします。しかしながらおおよそ公共と福祉と福利といふものは経済の興隆と無関係で得られ得るかどうか。経済の興隆なくしては公共の福祉、福利といふものはあり得ないと思ふのであります。こういう意味におきまして、この二十八條の規定、權利を保障する、労働組合法が公共の福祉の前提となること、この字句を使はれるといふことは何ら憲法を一貫する精神に矛盾するものではない。むしろこれを書いておくことこそ、憲法全体を一貫するところの、憲法の精神に合致するものであるといふことを考へるべきであらうと思ふのであります。さらに労働組合といふものは、これは法文にも示されておる通り、政治団体でもなく、経済団体でもございしません。純然たる経済活動の中において生成發展すべきところの性格を持つておる団体でございまして、経済的活動とまつたに遊離して、労働組合法といふもののみが、法律的にきまつて完備せられておつたといひましたとしても、それは決して労働組合自身の利益とはならないのであります。組合法はその目的に労働者の地位の向上をは

かると言つておりますが、地位とは決して紙の上に書いた地位の向上であつてはならない。ただ紙の上で權利を與えられ、權利を保障せられたと申しまして、これを裏づけるところの國家経済の興隆がなくては、どうしてこの地位の向上が得られましようか、この点を考へますならば、経済の興隆と労働者の地位の向上とはまつたに不可分のものであり、うらはらのものでございまして、こういう見地からいたしまして労働組合法が目的の中に経済の興隆を同時にあわせてうたうといふことは、もつとも理の當然であると考えるのであります。まして昨年十二月十九日にマ元帥から寄せられましたいわゆる経済九原則に關する書簡、これは申すまでもなく日本國民が日本経済再建自立のために耐えて耐乏の生活に甘んずべきことを説いておるのでございしますが、労働者は労働者であると同時に日本國民であります。日本経済の自立、日本経済の再建のために、これに異議をとなえるはずは断じてあり得ないと思ふのであります。この経済九原則を實現いたしますために、経済の興隆をいさすの目的として日本國民が、総力を結集する以外に方法はないのであります。しかもこのことたるやマ書簡のお指図をまつてもなく敗戦後の日本の現段階におきましては、この九原則に示されておるような内容のこととは、日本國民に課されたところの、当然の一つの課題でありまして、マ書簡をまつてもなく、われ／＼日本國民がおしなべてこれを実行いたさなければならぬ事柄であるのでございします。これはあえて資本家といわず、労働者といわず、日本國民となすべ

き一つの義務である。この義務の遂行をしようとする途上におきまして、現在すでに現行法の中にうたわれておりますところの経済の興隆という字句をわざ／＼抜き取つて抹消してしまふということは、いかにも労働者諸君に対して、経済興隆とはおよそ無関係であつてもかまわない、労働運動のために経済の興隆等は全然考えなくてもよろしいぞというようなことを言わないばかりの悪い印象を與える結果になるのであります。労働運動の発達と一國の経済の興隆とが、かくも密接なる関係にあるという観点に立ちまして、現に規定してある事項をわざ／＼取つて、悪い印象を與える必要はどこにあるか、私はこの点まつたく理解に苦しむものであります。おそらくこれは法律を知つて経済を知らず、法律だけで國家が立つて行くと考えておるような一つの偏見から來ておる結果ではなからうかと思つてあります。ことにこの法文の体裁から考えまして、この労働組合法の姉妹法であります労働関係調整法におきましては、その目的の中に明らかに経済の興隆という字句を残しておるのではありません。職業安定法におきまして、経済の興隆という字句がはつきり残されておる。こういうときに何を苦しんで労働組合法だけ残ればならないのか、まことに了解に苦しむ次第であります。この点はぜひ経済の興隆という字句をもとにもしていただかなければならぬと思つてあります。最初に公述せられました山花さんも、第一條の目的のところは現行法通りでわれ／＼は行きたいということをお先ほど言われましたが、後段の

抹消という意味かもしれませんが、現行法通りという言葉を意地悪く解釈しますれば、前段の字句はそのまゝというふうにも解釈せられまして、経済興隆という字句を存置する点において賛成を得ておるのではないかと考えられます。これは労資双方の合致した意見であるというふうには御理解いただいてもつけようである、かように考えます。

次に同改正案で第二の欠陥と思われまします点は、争議の正当性の限界について明確な規定を欠いておる、この点であります。争議の正当性の問題につきましても、これは二つの面をわけて考へる方がはつきりすると思ひますが、第一は争議そのものが正当性の限界を越えておると思はれる。すなわち裏から申しますれば、不当なる争議、第二には一つの争議のうちに行われましますところの争議行為が正当の限界を越えておる、いわゆる不当なる争議行為、この二つの点にわけて考へるべきだと思ひのであります。不当なる争議と申しますのは、たとへば同情罷業というがごときもの、労資の間の紛争に直接関係のない他の産業の労働者がこれに同情罷業をする。これは階級的な立場から申しますれば、さういふりくつも立つかもしれないが、いわれもない争議であると思ひます。いawanやこの考へ方を漸次拡充して参りますれば、結局同情ストの全面的な場合は、これはゼネストという結果に陥らざるを得ないのであります。こういうことを正当な争議として放任しておくといふことは、これらはいかにものんびりし過ぎておる規定方法であると思ひのであります。一九二七年のイギリスの労働組合法には、同一の産業内における同情罷業だけはよろしい、他の産業のものも同情罷業をするのは違法である、こういう規定をいたしておりました。もつともこの同一産業の場合でも、日本の石炭の場合におけるがごとき、全体を規正するところの中央交渉が労働条件について行われる場合に限つての問題であります。少くもこういう何らかの制限が同情罷業というよりな面については設けられなければならぬ。それ以外のものは放任されてはよろしくないものであります。不当なる争議あるいは違法なる争議としてこれは抑制せられなければならぬと思ひのであります。争議行為につきましても、これは労働者の不当労働行為と関連をいたしますが、先ほど末弘さんも述べられました通りに、まつたく関係のない重役の家族を威力をもつて脅かすとかいふようなことは、たとひ争議戦術といへどもなすべきことではない、あるいは最近はいくらか例が少なくなりましたが、組合法施行直後には方々で行われた人民裁判に類するがごとき争議行為、こういうものは争議行為としても許さるべきではない、または生産管理、あるいはハンス、あるいははすわり込みといふような、公序良俗を害する、あるいは業務乗取りを策するに似たるがごとき行為は、争議行為といへども、これは違法なるもの、不当なるものとして抑制されておるのではありません。労働関係の正常なる運営を期待することはできないと思ひのであります。こういう点につきまして、いま少し明確なる規定がほしいのであります。今回は違法性阻却の條項に對しまして、但書を付せられ

て、暴力による行為を阻却より除外したしておりますが、これだけでは不足である。暴力による行為は阻却せられないことは、言うまでもない。少くも平和的にして、かつ秩序ある争議行為でなければ、違法性阻却の対象とはならぬ、かように規定せられなければならぬと思ひのであります。

次にいま一つ申し上げたいと思ひますことは、この法律の建前と申しますか、基本理念と申しましうか、この考へ方が私は氣に食わない。これは言うまでもなく労働者というものは弱いものである。資本家というものは強い。そこで資本家の質的な強さに対して量的な力をもつて對抗せしむるのなければ、対等自由なる契約はできない、こういうような考へ方から出發をいたしておるようであります。これは現在の労働組合の力というものを對して、非常なる錯覚を起しておられる結果であります。なるほど労働者個々の力は弱いかもしれません。しかしながらこの力が組織せられた労働組合の威力というものは、今日におきましては非常に強いものであります。この労働組合の威力の前に経営者が過去三年間いかに苦しんで來たかといふことは、先ほど申し上げた通りであります。それこそ今日の組合はそれで発達をし、またその十分な力を備えておるのであります。特にこの労働組合を一方的に保護助長をする必要性については、立法當時の状態とは雲泥の相違があることを考へていただかなければならぬと思ひのです。今日の段階におきましては、どこまでも労資対等の原則によりまして、この労働組合法がただ單なる労働保護法規で

なくて、労資の間の関係を調整するところの労資の関係法という形で現われなければならぬと思ひのであります。政府当局の提案御説明の中にも、この法律は労資関係を調整するためにいふ言葉があつたと記憶いたしております。が、労資関係を調整するといふことを言われておりながら、内容を見ますと、何ら労資関係を調整することにはさうひどく触れられない。まつたく羊頭狗肉を掲げる感じをもつておるのであります。たとえば使用者の不当行為についての規定はありながら、労働者の不当行為に関する規定を欠いておる。あるいは団体交渉を置いて、一方的な委任の規定を持つておる。あるいは団体交渉をただ一方的に課しておるというような箇所につきましても、労資の対等の原則を破つておる。この片手落ちの規定が多々あるものであります。こういうことは、結局この法の建前が労働者を弱者として保護するといふ観点からのみ考へた結果でありまして、労働組合がほんとうに労資の関係を調整し、そして一國経済の興隆に資するための存在であるといふ多くの考へ方を忘れておる結果であると思ひのであります。もつとも今後この法律はこの改正だけで終るものとは考へておりません。政府の基本方針にも示されております通り、これは漸進的に改正すると申されておるのであります。第二次、第三次の改正はもちろんなることと存じます。が、今回の改正はともかくとして、この程度の法案でもなきにまざるのでありますから、急いでこれが國會を通過いたしますように、議員諸公の御協力を御盡力をお願いしたいのであります。が、次

回の改正のときは、必ずこの労資関係の調整、つまり労資関係法、あるいはイギリスで申します職業組合法という点から、この法律を見直していただくことをお願いしなければならぬと考えておる次第であります。

なお法案の詳しい内容の諸点につきましては、後刻経営者側から出られまます公述人の方から申述べることに存じますので、私は大體論的な立場から以上の感想を述べまして、皆様方の御理解を仰ぎたい、かように考えておる次第でございます。私の公述はこれをもつて終らせていただきます。

○春日委員 だいたいの公述を聞いておりますと、宋弘さんが言われたように、事実を調べておるひまがないほどどうも忙しいと言われる、非常に差迫つた段階であるということに強調されておりますけれども、非常に差迫つた段階ということをもう少しはつきりひとつ御説明願いたいと思います。

○前田公述人 今日労働争議の実情を拜見いたしておりますと、純然たる経済争議としての労働争議ももちろんあります、中には非常に過激な、一体これが争議なのか、あるいはほかの目的のためにやられておる争議に名をかつた行動なのであるか、区別のつかないものが多々あるのであります。そういう事件から発生します事実はいくらかあるものであります、そういう事実をながめると、どうしても一つの法の力によつてこれを抑制するといふ方策が講じられなければ、今の労働組合法のままでありますと、労働者はややとすると、労働争議であれば何をやつてもよく、労働争議であればどんなことをやつてもいいという誤つた

考えを持たされるのであります。そういうことがありませんように、そういうものを抑制するような改正案は刻下の急務である。そういう差迫つた段階に來ておると私は感じておるわけでございます。

○春日委員 まだそれだけでは非常につきりしません。最近の争議の実例というのを言われましたが、あなたも御承知を思ひますけれども、去年あたりまでは、賃金の値上げという形のストライキが非常に多かつたのでありますけれども、最近ではそういうものが非常に少なくなつた。むしろ賃金の遅拂い、欠配、こういうものに反対する争議が非常に多くなつて來ておる。それから工場閉鎖に反対する、首切りに反対する、こういうような争議が非常に多くなつて來た。そういうこととあなたの言われる緊急事態というものは、こういう賃金の遅拂いをやり、工場を閉鎖し、首を切るという資本家の不当行為を、労働者に抵抗されては困るからというふうに理解してよろしいかどうか、これが一つ。

もう一つはついだからお聞きしますけれども、経済の興隆というのをあなたは盛んに強調されておる。その点では私も私もとおそろしく経済の興隆に反対する人はいない。大賛成でありますけれども、現実には現在全國を通じて賃金の拂えない工場、遅拂いをやつておる工場が一に達しておる。労働者に賃金を拂わないことは、労働者を兵糧改めにして殺すことである。これほど残酷な争議戦術はない。特に炭鉱方面におきましては八割だけの賃金をずつと拂つて來ております。最近におきては二割だけはもう賃金引下げだか

ら、天引くという乱暴なことを言う炭鉱も出て來ておる。そういう場合に、飯を食わせずに置いて、しかもゆつくり秩序ある行動でもつて、中労委に提訴して、半年もがらばつてやれと言われたら、労働者は死んでしまふ。こういうことになる、資本家の持つておる賃金を、拂う拂わぬというところは、労働者にとつては死活の問題である。労働者等という立場で行けば、当然この最大なる権力に対抗するものがなくちゃならぬ。しかも私どもの言いたいことは、経済の興隆を最も望むならば、資本家が人を使つて費用の拂えないというところは、少くとも経営者として最も無能な者だ、経済の興隆を願うならば、そういう際にこそ労働者の経営参加を、もつと強力にして、実質的な生産管理にまでさせて、経営を發展させるべきじゃないかと思う。この点御意見を聞きたい。

○前田公述人 第一番目の争議の要求事項が最近において変化をしておる。これはもちろんそうである事実は私も同感であります。しかしながら争議の要求の事項は、もちろん社会経済の客観情勢の変化によつてかわることは当然なことでありまして、本年に入りまして、九原則の実施は、これも厳密な実行の過程におきましては、どうしても人員の整理、工場の閉鎖が避くべからざる一つの現象となつて現われることは申すまでもないことと思うのであります。またこの経済九原則実施過程において、人員整理が不可避であるというところは、先般の労資協議会の席上においても、労資双方の代表者がこれを認めた点でありまして、この事実に対しては、何人も異論はな

いと思ふのであります。ただいかなる事由にせよ、そういう労資関係の間に、おいて紛議が生じた場合に、現在の労働組合の中に、この紛議を利用してわざ／＼國家社会を混乱に陥れようとするような動きが見えますので、こういうものを正常なる労働組合運動にかえし、ほんとうに健全なる労働組合運動の行き方にもどすというためには、どうしても今日組合法のある程度の改正が必至であるということをお断り申し上げたいのであります。

それから賃金が不拂いになつておる事実はこれを認めます。炭鉱が八割拂つておるといふ事実も認めます。しかしながらこの支拂いが遅延し、あるいは未拂いを立てなければならぬ事情に立至つた原因はどこにあるか。これは必ずしも経営者の無能であるというためではないのであります。これは今日の敗戦國日本のあるべき一つの姿が三年後の今日において現われて來た、こういうことになりました。決して経営者の無能の結果ではないことをはつきり申し上げます。

○前田(種)委員 私は三つの点でお聞きしますが、第一は、公述人は労働組合法の改正案というものは何回も改正したらしいという意見が信念である、今日私は受取つたのです。なるほど今日私は、憲法初めすべのものが改正できるように手続されるようになっております。しかし憲法にしてあるいは基本的な法といわれまますところの民法、商法、あるいは刑法、あるいは刑事訴訟法というものは、毎年、あるいは議会のたびに論議をされるということは、社会秩序の安定から言つても、あるいは國家の再建

維持から言つても非常に危険なものであると私は考えます。そうした基本的な法案の改正はよく／＼でない限りにおいては、根本的に触れないことがその國の安定をゆび指すものであると考へます。労働組合法は言うまでもなく労働者にとつての基本的な憲章であるわけですから、私はこうした法律が、その都度幾たびも改正されるというやうな経済状態、あるいはそうした労働運動のあり方は、これは遺憾と申す立場から申しますと、こうしたものはめつたにいじらないという原則が必要だろふと思ひます。問題はそうした法律の不備欠陥よりも、運営をいかうまくやつて行くかというところが、政府当事者、労資双方の立場でなければならぬと考へます。法に不備欠陥がありましようとも、それ／＼の立場に立つ者が、その時代の進行とともにうまくアイデアツプして行きますならば、必ずしも法をいじらなくても、運営の妙を得るという観点に立ちまして、幾たびも改正されるという根本的な考え方に対して、私は反対の立場を持つわけでありまます、もう一應その点に対する公述人の意見を聞いておきたいと考へます。

○前田公述人 ただいまの御発言に對しまして、私は質問というよりも議員さんの御意見であつたと拜聴いたしました。組合法をたび／＼改正してもよろしい。また段階の変化に應じて改正するのが至当である。こういう考え方は私の考え方でありまます。それではいけないうことはあなたののお考え方のようでありまます、これはまつたく見解の相違と申しますか、そういうことだと承知いたしてよろしいだらうと思

います。並びにその暴力の行使を誘発するに至りました動機につきましても、十分裁判所等において審理せられることが必要でございます。そのことがなされないで、ただいたずらに暴力の行使は労働法の保護を剝奪する、このように印象づけましますこのたびの第二項についての改正は、私も率直に申し上げて削除を願います。

次に第二條についてでございますが、現行法の第二條をこのたびの第二條に直すといふことの必要が那邊にあつたかといふことを、私は非常に了解に苦しむのであります。率直に申し上げまして、専従者の給与を組合が自主的にまかなうことを短時にこれを規定したい、こういう意図で今度の改正がなされておるうちに私も考えました。この点は労働組合が結成されましてから現在まで、労働組合自体こそいばらの道を通つて発展して参つたのでございまして、労働組合にとつて最も障害になりますのは財政の基礎でございます。炭鉱を例にとりますと、小は十五人の組合もございまして、一番大きいのは三万の組合もございまして、この十五人の組合までが専従者給与は現在の生活費を下まわる賃金の中から自分でこれを負担するといふことは、事実上その組合は仕事をやらないか、あるいは解散しろといふことにひとしいと私は存じます。この考え方について私も反対するものではありませんが、財政的に組合が発展し得るまで若干の保留期間を私は必要とする。かように考へます。

それから第五條の問題であります。組合の規約を法律で規定いたしました、その規定に欠けておる組合には

法の利益を與えない。この考え方に対しては私も私どもは絶対に反対であります。組合の規約はその組合の規模、その組合の状況に基きまして、その組合が正常の運営をし得るうちに、自主的につくられなければならない。日本の民主化を助長するため、労働組合の自主的な発達を望む、このことが労働法の、特に現行の労働法案が制定せられておりましたときの趣旨のように記憶しておりますが、組合内部の規約を法律に規定するといふことは、一面書類の上ではいかにも組合の規約が完備したように見えますが、内実を考へますと、ただ単に形式的に組合をつくつたにすぎず、組合は形式化せられて運営が非常にきつぱりつくなる。たとえば三万の組合員においても単位組合でありまして、今度の法律においては代議員の制度を認められておりませんが、炭鉱におきますと、たとえば三池炭鉱労働組合のごとき、三万の組合員を擁し、二十四時間の作業に従事しておりますが、この組合員全部を一箇所に集めて、組合規約の改正を審議するといふことは、事実上不可能でございます。この不可能なことをも今度の法律ではやるように書いてございまして、

それから先ほど例を引きましたが、五十人以下あるいは百人以下というより小さな組合において、資格を持つ会計監査人の会計監査の証明を受け、これも言いかえますれば、組合が一万円なり一万五千円なりの金をつつて、計理士のところにその金を持つて行つて証明書をただ單にもらう、こういうことにすぎないやうに私は存じます。今度の画一的に規定した組合の規約の要記載事項が、組合に実際に当

てはめた場合には組合を形式化するだけである。こういう点から特に第五條の手續に參與する資格とする点については、切に反対いたします。

私は第五條について、いかに不合理であるかといふ点について、もう一つ例を申し上げますが、第五條の第五号には、役員を選出は組合員の直接無記名投票によれと書いてございまして、この役員選出の定義につきましても、これは組合規約で自主的にきめることだと存じます。現在の各組合の組合規約を見ますと、組合長からして各種の委員、幹事、あるいは会計監査といふ者まで全部役員にしてございまして、この者を全部組合員の直接無記名投票によつて選ぶことになりましますと、特に個人の適材、適所を必要といたします専門部長のごときは、かえつてその趣旨に沿わなくなる、このやうに存じます。これも一つの例でございまして、このやうに第五條の規約を画一的にきめる点については非常に多くの矛盾が含まれてございまして、

次にこの労働委員会の章についてであります。現在石炭につきましましては、石炭特別労働委員会がございまして、それ〴〵の地域、業種の特長性に應じて紛争を未然に防ぐために努力しておられます。この特別労働委員会が今度の改正案においては抹消せられております。この抹消せられた理由については、私、先日GHQの労働課に参りました際に、いわゆるブアなる財政と申されておりました。予算がないからこれを抹消するんだといふことを申されておりましたが、現在石炭特別労働委員会関係に使用しておる予算は、現在の國家予算全体から見ればごく小

さな部分であると存じます。この小さな予算が捻出せられないために、現在有機的に効果を上げておる特別労働委員会を抹殺することは、私どもはなほだ合点の行かないところでございまして、この点もぜひ御挿入をいただきたい。それから労働委員会の今度の規定におきますと、第二十一條で非公開が原則となつておるやうでございまして、裁判所すら公開でございまして、この点については理由を申し上げるまでもなく、公開を原則とすべきであらうと思ひます。

それから公益委員といふ字句の問題でございますが、これは非常に私は考へ方に誤解があるのだからと存じますので、今まで通り、理由はくどくしく申し上げませんが、第三者委員とすべきが至当である。かつまた同一政党に属するものは、地方労働委員会においては二名以上はいけない、中央労働委員会においては三名以上はいけないといふことになつておるのでございまして、同一政党の第三者委員、いわゆる今度の改正法案による公益委員が過半数を占めることになりましますと、なるほど弊害も出て来るであらうと存じます。が、過半数を占めない限りにおいては私は私ごうもさしつかえないであらうと存じます。

次に今度の第七條の問題であるとか、あるいは組合の証明書の問題であるとかについて、今度の改正案の第二十四條におきましては、公益委員のみがその審議をするやうになつたのでございまして、これこそは労働委員会の三者構成の性格を少しく私は曲げておると存じます。それで問題を円満に解決し、かつ迅速に解決するためにも労資の

委員を參與させるべきであると存じます。特に第三者委員、公益委員の人員に非常な困難なる現在、この労資の委員の參與は不可欠であると存じます。次は労働法の関係でございまして、公益事業の追加指定の問題について、今度の改正案によれば、國會の議決を経て公益事業の追加を總理大臣が指定することになつたのでございまして。私も國會の議決を経なければならぬといふ点については賛成でございまして。しかしながら現在のやうにまだ固つていない政情において、公益事業の追加といふことがいわゆる政治闘争に供せられる、こういうやうになりましますと、ただ單に労働組合運動弾圧のために公益事業を追加するといふやうなおそれも私は出て来ないとは思言できないと思ひます。これを防ぐためにも一應現行法通り労働委員会の決議によつてそれをさらに國會が審議して公益事業を追加する、そのやうにすべきであると存じます。

それからいわゆる今度の改正案においてきめられました三十七條の二項の、六十日間の争議のできる期間の問題であります。このきめ方は私は非常に誤まりがある。これは一面から言いますれば、三十日間調停期間を経過したならば、六十日間以内に争議を早くおやりなさいといふやうに私は受けとれます。こういうふうな争議期間を限定するといふことは考へ方が非常におかしい。むしろ自分の利益だけをもつて、あるいは自分の経営の採算だけをもつて、問題の解決を非常にしづり、一面労働者の自滅を待つといふやうな遷延策をとる経営者の態度こそが、私は問題の解決を遅らせておる原因であ

ると存じます。この点からして六十日間の争議期間の限定、これについては強く反対いたします。

以上、今度の改正案の内容についての意見を要約して簡単に申し上げます。意見の要約として申し上げます。冒頭申し上げましたように、今度の改正の企図は非常に誤謬まづつておる。危険である。そのために国会はその權威を守るために、私はこの改正案について返上を特にお考えをお願ひいたしました。このように繰返してお願ひいたしました。私の公述は終わります。

○倉石委員長 委員の方でただいまの口述に対し御質疑はありますか。――それでは庶内信隆君。

○鹿内公述人 私は日本経営者団体連盟の専務理事の鹿内であります。ただいまから公述に入らせていただきます。その前にひとつ御礼を申し上げます。それは私の公聴会に呼ばれたことは再度ございしますが、この前の公共企業体の関係の労働法規の改正の場合には、経営者側の人間が三名で、あと十何名の方が労働者側の方でありました。このたびは使用者側三名、労働者側三名、中立の方が三名という御人選をいただいて、非常にこの委員会としては対等の原則を認めていただいたことを感謝したいと思います。せっかくこういうふうに認めていただいたことに甘えまして、もう一つ御注文を申し上げます。私どもが申し上げたことで、必ずしも採用にならないケースの方が多いのであります。これから申し上げますことは、ぜひひとつ労働法規の改正についても、お取上げをいただきたいということを重ねて甘えて申し上げますと思

います。

さて本論に入りますが、基本的な態度につきましては、先ほど前田さんからわれ／＼の考え方を申し上げておりますので、くわしくは触れませんが、ただ一つこのたびの労働法規の改正案の基本方針に、各方面の意見と、経済九原則の円滑な実施のための諸情勢を考慮して、これが改正を漸進的にやる、こういうことが言われております。経済九原則が出されたときに、あのマツカール元師の書簡の中に明記されておりますことは、経済的な自立のない國民には、眞の自由は許されないので、こういうことがはつきり言われております。これは日本國民全体に對しての、元帥のお言葉だろと私は解釈します。従つてこの自由の權利というものが、ひとり労働組合だけにあり得るはずがないと私は考へておるものであります。従つて経済九原則が自立経済の前提のためにやりにくい、こういう考へ方になつて参りました。

きに、この日本の國力というものが経済的には七割喪失をした、こういう状態において、労働法規だけが日本の経済状態から遊離して、それがパナダイスのようにあり得るものではない、こういうふうな私たちは考へざるを得ないのであります。従つてやはり日本の経済というものの実態から、労働組合運動の許される限界というものも、当然その辺に線が出て来なければならぬものである、そういうふうな私に考へておるものであります。そういう考へ方から、この労働法規を見て参りますと、非常に遺憾な点はあるのであります。先に述べられておるような労働組合の民主性、自主性、責任性とい

うものを推進する、そういう境界内では、今回の改正案はその目的を達しておると考へますので、その点からこの改正法規が一日も早く議會を通過されることを私は望みます。

細部のことに入りますが、第二章関係の労働組合と、第三章の労働協約関係につきましても、非常に問題のあるところでありまして、これは後ほど私の方から出ております別所さんから説明が参りますので、私は第四章の労働委員会とそれから第五章の罰則と労働法関係についての意見を述べさせていただきます。

第四章の労働委員会の事項につきましては、この労働委員会の中立性を確保することについて一言申し上げたいと思ひます。十九條の項目がたゞさん

でございますが、その中にこういう字句をひとつお加へ願ひたい。それは委員その他の関係職員は、その職務を遂行することについて、公正な態度を維持しなくてはならない、こういうことでございします。それは、私はこの間まで中労委の委員を一年何回もやりました。この労働委員会というものの規定が労働組合法の中に規定されている、そういうことから問題をどうにかきめようかということになつて参ります。労働組合法というものは、労働者の保護法である。だから労働者の都合のいい方にきめることが、労働委員会の任務に忠実なるゆゑである、こういうふうな解釈が支配することがあるものであります。私は労働委員会といふものは労働資双方、第三者委員を加えて、社会の正しい世論の支持の上に、公正な仕事をしに行くことが労働委員会に忠実なるゆゑんと考へておる

のであります。そういうふうな労働委員はかりでなく、労働委員会の事務局に働く人々、そういう職員の方も中立性を確保して、公正な職務の遂行がなければならぬということをこの法文の中からはつきりひとつ明示していただくことが、労働委員会というものをほんとうに權威あらしめる。そうして使用者側が労働委員会の窓口の問題を持つて行きますと、労働委員会といふものは、何かやはり労働組合的な考へ方が多い。従つてそこに持つて行くことが非常に臆病になつておる、こういうふうな事例がまゝあるものであります。それから、そういう意味で中立性を確保するということの明文もひとつはつきりしていただきたいと考へるのであります。

その次はこれは非常にこまかい問題になります。十九條の七項に「使用者委員は、使用者団体の推薦に基いて」ということがあるのであります。これはこの席で申し上げるのは非常に問題がこまかいと思ひます。従つて、実は使用者団体といふことで一括して考へて参りますと、たとえば米や、みそ、しょうゆの割当のためにつけられておるような使用者団体もありま。あるいは上げた生産の打合せをするためにつけられておるような使用者団体もある。ところがこの法文には、使用者団体の推薦といふことになつておる。使用者側の推薦をやる場合に、一律一体に、労働問題については何等の関心もない、まったく生産とか資金とか、そういう問題について集つておる使用者団体からもそういうものが出される。ところがもつた方は何か名譽職の委員でも出すように考へ

て、労働委員会を推薦して、どうしても自分の方を一枚加えるというやうなことがあつて、そのために先ほど議員のどなたからお話もあつたように、きわめて不熱心な経営者側の意見もなきにしもあらずなのであります。そこで経営者団体としては、今日の日本の労働問題というものは、ほんとうに正しいあり方のために出直しておる最中でございまして、各府縣には労働問題をおもに取扱う経営者協議会、あるいは商工会議所の中の労働部というやうなものが、全国各地に完成をしております。ので、これは主として労働問題を取扱う使用者団体というやうな肩書きを私は頭につけていただきたいとお願ひするものであります。

それから次に公益委員の問題であります。公益委員の問題につきましては、このたびの改正法案によりまして、非常に公益代表の委員の方の職責が非常に過重になつております。われわれの理想としては公益代表委員が労働問題に対する審判的な役割をするというにとつては賛成なんでありましたが、ただ今までの経過から申しまし、ことに地労委におきましては、公益代表といふものをほんとうに信頼でき、そして眞の中立性を確保して行けるやうな公益委員を選ぶというところは、非常に至難な事情がございします。そこで先ほど末弘さんもおつしやつておりました、公益委員の人の選につきましては、今までのやうな地域的なものにとらわれないで、廣く人材を求めたいだけのような法規にしていただきたいこと、それからやはり専念してやつて行けるやうな経済的な條件というものをはつきりひとつ考へていた

次にこの十九條の二十項であります。二十項では、先ほどどなたかが申しておりましたが、労働委員の人数についてありますが、これは事實上東京の都労委等においては、先ほどもお話をちよつと出ておりましたが、これは全國一多忙で、むしろ中労委よりも非常に問題が多いのであります。そこで現在おきめになつておるような五名ではいかにも事實上動かない、そういうことが考慮されますので、これは七名にするとか、あるいはまた前の法規のようにこれを生かして、ひとつ臨時委員を置くということのできるような御考慮をいただきたいことでございます。

第五番目には、労働委員会の強制権限について申し上げたいと思います。二十二條には、この労働委員または労働委員会におります職員が臨検検査をすることができるようになっております。ところがこの臨検検査がなし得るという今までの権限というものが悪用された事例が多々あるのであります。要するに労働委員でありながら、関係の労働組合の争議で労働者側として経営者側との団体交渉に立ち、あるいはまた一部の職員がことさらに問題外のことまでも出かけて行つて帳簿検査をする、そういうようなことがままありましたので、私はこの臨検検査という場合に、どうしても身分証明書と一緒に臨検検査をやる必要の理由を書いた証明書を携行する、こういうことがありませんと、いたずらにその当面の労働問題以外の問題をむりに引起すようなことに利用されることがありますので、そういうふうな改正意見を持

第六番目には、この労働委員会の準司法的な機能に関する労資委員の參與のことについてでございます。それは第二十四條に規定されております。それでこの改正原案では、原則として公益委員のみでやる。そうしてた單にその審議の過程において諮問並びに調査の意見を述べる事ができることも妨げない、こういう形になっておりますので、私は理想としては公益委員のみによる、こういう職能が確立されることを希望いたしますが、しかしこれにはあくまでも今までの実績というものは検討していただかなければならぬ。それには、ことに地労委においては、先ほど申し上げたように、眞の意味の

中立性を確保していただくような人材が、必ずしも得られないというような現状にかんがみて、これは労資双方ともどもに、必ずこの審査の過程においては參與する。しかし決定のポートについては、公益委員のみにまかせる。こういうふうな原則としては參加できることをひとつ確立していただきたいのであります。それから第七は、二十七條の七項に行きまして、この最後の項に「この通知は、労働者もすることができ。」「こういうことになつております。この労働者は労働委員会に提訴をして、そして労働委員会が地方裁判所に通知すれば足りるのでありますして、労働者が直接にこの司法権というものを代行するというようなことは、どうしても私たちは理解ができないのであります。それでこの項は削除されてよろしいのではないかと思ひます。

それから第五章の罰則の項に入りま

それから労働法関係の問題であります。すが、現行法規の三十六條には、安全保持のための爭議不参加のことがきめられております。私はこの「安全保持」の次に「及び保健衛生のための施設」ということも入れていただきたい。それからまた「これを妨げる行為」ということの次に「または業務の正常な運営に欠くことができない施設に使用上重大な障害を與える行為」というのをつ追加していただきたい。

もう一つ、第二項としてはたゞいま申し上げた「衛生管理者及び安全管理者及びそれらの補助者は爭議行為をなすことができない。」こういうことをつけ加えていただきたい。それは人命保護のために、單に安全保持というよりなことでなくて、やはり保健衛生等に関する施設も重要なものとして取上げていただかなければならないと考へるからであります。

その次に、たとい重要な施設に対して、争議が終り、労資の問題が解決してから、ただちに操業にかかり得るといふような状況で、すなわち争議期間中だけは、これは両方がけんかをしておるわけでありますから、それについてば労働者は雇用契約に基く労働を提へ供しない。そのためにノーワーク・ノーペイの原則で、自分たちは賃金

は、ことに今労資がともどもに経済復興に邁進しなくてはならぬ段階では、この重要な施設が非常に長い間使えなないというような重大な影響のあることを、労資ともどもに排除するのが本則だろうと思います。従つてこの点は、さうにひとつ御追加を考えていただきたい。

その次は、第三十六條の、ただいま申し上げた第二項の次に第三項をひとつ考えていただきたい。それは先ほども申されておりましたが、三十六條の問題について、たとえば労委なり都労委なり提訴をされた場合においては、紛争があつせんまたは調停機関に付属している間は、争議をさらに進めてはならない、こういう第三項をお考えいただきたいのであります。それは事例を申し上げますと、非常に長くなりますが、われ／＼が労働委員を言いつかつております間に扱いました件数から考えましても、争議が解決するまでに、早いもので約七十日間かかつております。それから長いものでは二百

その次は、先ほど末弘さんが暴力行為の問題についての非常にデリケートな問題を投げかけたまま帰っておりま
す。私は労働調法に、してはならない
という争議行為がやはり明記さるべき
だと思います。それをちよつと申し上げ
てみますが、ただいま申し上げた水
の入つたまま争議を進めなというの
が第三項で、第四項として、一、二

以上の企業に各労働組合または各連合体が同一の目的をもつて、かつ同時に罷業を行うことによつて、國民經濟を麻痺せしむるおそれある争議行為、二、罷業を行う者の属する企業または産業における争議目的以外の目的をもつて政府を強制するために計画された行為、三、他の産業または企業における争議行為を援助するために特に計画された争議行為、四、使用者の意思に反して、その所有物を管理、運営、処分することによつて目的を達成せんとする争議行為、五、公共の福祉または公序良俗に反すると認められる争議行為、こゝういふものをこの争議の禁止規定の中に当然に入れらるべきものと考えられる。

であります。私はこのたびのこの改正原案の中で、一体公共の福祉とどんな点が調整せられているのかということ、を非常に疑問を持つておるものであります。先ほど来労働法改正の問題が、いろいろ各方面の意見を徴して、こゝういふうな形で取上げたいといふではないかという御意見が、非常に出ておつたやうであります。一体われわれは労働法規というものを取上げなければならなかつた時機は、あの二・一ゼネスト直後だつたらうと思ひます。英國の労働法が改正されたのも、御承知のやうな三角同盟の争議があつて、國民が非常にそれによつて被害を受けたために、國會があれを取上げた。日本の國會はなぜ一体あの時機に日本の労働法規というものを取上げなかつたのか、私はその点については大いに不審に思つておる者の一人であります。

それに関連いたしましたして、第三十七條に移りますが、第三十七條では、六十日間の争議期間というものは、これは本會議において川崎委員が、暖めたり冷やしたりする期間だということをお願いされておりましたが、むしろ私は、三十七條関係においては、インジャンクシヨンの規定がどうしても考えられなくては行けないと思つておるものであります。たとえば今アメリカの労働法規の扱い方を見ておりましたが、このインジャンクシヨンの問題をば、政府が國民に訴へ、あるいはまた議會で、このインジャンクシヨンの問題で政府案が否決になつた、私はアメリカのやうな経済的な基礎が確立されている國においても、この問題が問題になつていゝる、ことに日本のやうな今非常に経済

的な混亂期にあるこのときにおいて、一体このインジャンクシヨンの規定というものを議會で考えずに、國民自体が考えずにおつていいものであるか、あの二・一ゼネストのときには、マツカーサー元帥のあの命令でようやく終つたのでありますが、あのときは政府自体、國民自体、議會自体が、あのわれわれがほんとうに破壊するかも知れないやうなゼネストに対して、何らの手も打つことはできなかったではないか。このたび公共の福祉との関係においてこの労働法規というものを改正するならば、私はどうしてもこの点が重点になつて来なければいかぬといふことを痛感しているものであります。

最後に罰則関係であります。やはり労働法規関係においても、違反した行為に対する罰則は、労資対等の原則から、労働組合法に定められている、一年以下の懲役または十万円以下の罰金に処すといふやうなことは、やはりそろえておいていただいた方がいいのではないかと考えております。

それからさきの試案においては、一般産業につきましては、十五日という予告期間があつて争議がなし得るやうな規定が、今回はそれがはずされております。しかし十五日間というやうな予告期間は長過ぎるという意見に対しては、私も賛成いたします。しかしながら今この状況のもとにおいて、一般産業が抜打争議ができるという状況に放置していいかといふことについては、大いに意見があるのではありません。それは要するに九原則のもとにおいて、日本経済は今建直しをやらうというその場合に、労働者と経営者

が、当面の紛争につきましては、何とか生産はつながらこの労資の問題を妥結するという最後までの努力をやり得る期間に対して、できるだけ丁寧な規定が欲しいといふふうに私は考えて、その十五日間があまり長過ぎるとすれば、少くとも抜打争議について何らかの規定を私は希望いたしますのであります。

大體労働委員会あるいは罰則、労働法規の意見につきましては、ただいま公聴いたしましたやうなことで、私の責めをふさぎたいと思ひます。

○倉山委員長 委員の方でただいまの公聴に御質疑はありますか。

○土橋委員 ただいま鹿内公述人の公述によりまして、公共の福祉というやうな大題目のために、労働者の正当な権利であります罷業権も制限せられなければならない、むしろ禁止されなければならない、こゝういふ御意見のやうに承つたのであります。あなたのお考えによりまして、公共の福祉の方で労働者の基本的な人権よりも、ただいまのやうな段階においては優先されなければならないといふ御意見でございませうか。

○鹿内公述人 私は労働者の基本的な人権を非常に大切なものであるといふことを考えております。しかし日本の國民全部が文化的にして幸福な生活になり得る段階までは、労働者がけひとこゝういふ事実から遊離して解放されていいものなどは考えておりません。従つて公益の福祉というものが、たとえば日本がこゝういふやうな非常に貧弱な経済事情のもとにおいて、もし公益事業の争議というものが強行されれば、さらに全國民的な危機が到来する

といふ場合においては、労働者の基本的な人権も一時その意味においてがまんをしいただかなければならないと考へております。

○土橋委員 ただいまの御発言によりまして、基本的人権よりは公共の福祉、特に一般的な関係を考慮してぜひともこゝういふものを禁止してほしい、こゝういふ御意見のやうですが、公共の福祉よりは基本的人権が尊重せられることが、民主主義の基本的な建前であるか、と考へているわけでありま

す。またあなたのお説によりますと、こゝういふ状態では不都合な事態が起ると言ふが、中心的な問題はむしろ企業者なり、資本家らの諸君の政策なりあるいはそれに関連する政府の政策のよろしきを得ないために、労働階級が現在のやうな状態に置かれてゐるわけなのであります。これについてあなたのお説によりますと労働階級の正当な争議権、または罷業権その他正当な団体交渉権、こゝういふやうなことにしても制限を及ぼさなければならぬ、少くともわれわれ國會議員として了解できない点があるのですが、それでもなおこゝういふ御意見を御主張されているのか、もう一回お尋ねいたします。

○鹿内公述人 問題の取組み方によれば論争になると思ひます。ただ國會議員全体が私の意見に反対であるやうなただいまの土橋さんの発言には私は反対いたします。私は公共の福祉というものはやはり日本の國の経済の機構があり得る上において初めて許されるのであつて、そしてまた経営者が責任がない、あるいはやり方のまずいといふやうなことについて、今の段階におい

ては非難の数々も私は認めたいと思ひます。しかしながら、検討を加えて行けば、戦いに負けた日本の経済事情といふものは歴史的には必ずしも悲觀したものではない、私たちはこの段階から國民的な協力によつてぜひ立ち上りたいと考へているのであります。御答弁にはならないかもしれませんが、私の考へ方を申し上げました。

○春日委員 先ほど言われたあつせん調停中は争議をせしめてはまずいといふ御意見のやうですけれども、私ども最近の争議の事情を見ますと、大體首切りとか、賃金引下げとか、工場閉鎖といふことが主になつております。首を切られて調停委員会にかけられる、たとへば日平産業の場合なんかは、最近のやういふ例ではございませぬけれども、去年の七月からかけてまだきまつていない。こゝういふ状態で、あなたのお考えでは首を切られた者は首をきられつばなしで調停委員会にかけられ、工場閉鎖されたら工場閉鎖されたまま調停委員会にかけるといふ御趣旨が、現状を回復させておいて調停の決定に従つて動かすか、こゝういふ趣旨をはつきりさしていただきたいと思ひます。

○鹿内公述人 現状回復の問題につきましては、機械的に現状に回復するのだといふやうな前提を立てることは労働委員会が決定することでありまうから、私はこゝういふ基本的なことの答弁をこゝではできません。

それからもう一つ首切りの問題につきましては、雇用量の決定につきましては、生産計画に基いて当然に労働組合自身がこゝういふ状態にならなければならぬといふやうなことを、非常に

○寺井公述人 御指名にあずかりました寺井であります。産別会議を代表し、主として全労組対策協議会、これの大体全組織、地方組織あるいは分会等七十幾つの労組によつて組織されておる機関の意見に基くところの公述をいたします。

第一に、本日の國會における公聽會の開催についてでありますが、これは先ほど鹿内さんからきわめてけつこくなやり方であるというふうに申されました。私は反対に私どもの立場から見ても少し意見があるのであります。それはこのような膨大な内容を持つところの公述をわずか一日でやろうとしている、しかも発言時間が規定によればわずかに三十分であるということでは、

第二に、この法律の改正の必要の有無という点であります。この点についてはすべからず慎重かつ民主的にやらねばならない。われ／＼の立場はどうかと申しますと、率直に申し上げます、改正の必要なしと申し上げるのではありません。なぜならば現行法すらきわめて不十分かつ歪曲されて施行されているのであります。しかもこの改正にあたりまして、労働運動の行き過ぎということが重要な一つの論拠となっております。しかしながら先ほど春日委員長からの発言もありましたように、労働争議を激発し、挑発しているもの

が何であるかということを考えるならば、このような行き過ぎ論、一方的な理論は当たらないものはなほだしい。むしろ現在の貸金遅欠配、あるいは一方的な協約破棄、こういう問題がまず解決されて後にこの問題にとりかかるべきであると信ずる次第であります。

コミッションの例を引くまでもなく、当然要請されなければならないことである。しかるに六日でありましたか、労働委員会に対して労働省当局より、「労働運動に附随して発生した刑法犯等事件の概要」という資料が配付されておる。この内容を見ましたと

ころが、われ／＼は愕然としたのであります。その中では組合会計に関する不正事件、また労働運動に関する暴力行為、非民主的組合支配の一例というような、きわめてずさんな内容を持つ報告がなされておる。しかもこの資料の基いたころの根拠は何かと申しますと、きわめて一方的であると考えられるような報道に基いて、これが編纂されております。われ／＼をして言わしめるならば、これとまったく相反する、しかももつと詳細な資料の提出が

われ／＼には可能なのであります。従いましてこのような一方的な資料のもとにこの改正論の論拠を打立てるといふことは、実に**妄言**を欠き、しかも非常に反動的であるといふふうにわれ／＼は考えざるを得ないのであります。

第二点といたしましては、労働委員会に対してこの問題を事前に諮問したかどうかという点であります。少くとも労働委員会は現行法において労働問題に関する専管の独立機関である。従つて労働問題に関しては、ここにまず、第一義的の発言権がなければならぬ。しかも資料、統計そういうものはい。こが一番正確に持つておるにもかか

第三点といしましては、これは現行法の立法において持たれたような労働法制審議会の設置、これは絶対に必要なことであります。そうしてこの中に労働代表を参加させるということでなければわれ／＼は絶対に納得できないのであります。

第四点といったしましては、公聴会でもあります。これは十分なる時間的余裕のもとにおいて、全國各地連ごと、各地区ごとに持たれて、労働者の一人一人にこれが浸透して十分なる納得を得る必要がある。これをやらずに一方的な立法手続をもつて、これを押し通そうとするならば、労組法が労働運動を規定するということだけでは、労働者はこのような労組法に絶対に納得しないだろうということをはつきり言えると思うのであります。

第五点といしましては、今回の労働省の第一次試案並びに政府提出の最終案の作成、発表及び国会上程の経緯に関するわれ／＼の疑義であります。これはまず前記の方向決定のための前提となるべき條件というものに全部反

次、その準備過程あるいは立案作成の過程がきわめて官僚的な秘密主義によつて一貫されておる。われ／＼はこの試案の公開を要求したにかかわらず、絶対に彼らは発表しなかつた。このときはきわめて彼らの獨善性、非民

次に労働省主催の公聴会であります
が、これがやはり日時及び公述人の指
定方法あるいは開催場所の決定という
ことについて、まったく一方的になさ
れておる。しかもきわめて不十分であ
る。この点が一つ、次に労働省試案は
二月十四日に発表されております。そ
うして全國的な公聴会がその月の同じ
二十日に持たれておる、この間わずか
に六日であります。この六日間をもつ
てわれわれ労働組合がこの法案の精神

並びに條項の批判を徹底的に下部に流して、大衆の總意を集めてわれ／＼の態度を決定するということ、これは組合運営の基本的な原則であるにもかかわらず、六日ではたしてこのような措置がとれるかどうか、労働省當局はしきりに組合の健全化あるいは民主化といふことを言つておる。にもかかわらずこのような健全あるいは民主的な運営を妨げるがごとき出し方をしておる。こういう点がずさんであります。次に、公聴会の第二次試案に対する

結論の盛り込まれ方にわれ／＼は疑念を感じる。その取扱いについてわれわれはその審議過程に労働者代表をやはり参加させろということを要求したのであります。しかしながらこれを一方的に拒否して、全然彼らの一方的な取扱いにおいて、この第二次試案なるものがでつち上げられておる。その点からはだ不満であります。しかも今回の第二次試案に対する労働省主催の公聴会、これを当然開催し、全國の労働者に徹底させるのが本旨であるにもかかわらず、これが省略されておるのはいかなる理由によるものであるかという点。

次に、これまで現行労組法、労働法が実質的に内容を変更されておるといふ点であります。その一つはまずあの公務員法であります。次に公共企業体の労働関係法であります。それから次に労働組合法施行令第三十七條の一方的な改悪という問題であります。次に、昨年十二月から本年の三月にかけて全部で四回出されておりますところの次官通牒の問題であります。この次官通牒は労働次官の言明によりますと、今回の改正が国会を通過するとの前提のもとに、あらかじめ組合を指導する必要からこの通牒を出したと言つておる。そしてしかもその内容に當つては私からここで申し上げるまでもなく、きわめて現行法を不当に拡大しておるといふ点が言えると思つております。最終の次官通牒におきましては、専従者の問題に關して九十日という期限を附して來ておる。これは明らかに一種の立法的な措置を、立法府たる國會の權威を無視して、この不当拡大をあたえて、しかも次官通牒は一片の行政解釈であつて、法的強制力というものはないといふ彼らの確言にもかかわらず、全國各地において行政官廳による組合の内部干渉が起つておるのがあります。山口縣におきましては、十二の組合が専従者の問題で資格否認を受けておる。このような國會無視の法律違反ひいては憲法違反の事實に對して國會の議員諸公はよろしく政府を監視し、これに嚴重なる警告を發していただきたい。こういうことをお願いするわけでありませう。

次に、この第二次試案の内容に入るにあたりまして、先ほどから各公述人の言われておりますところの憲法との関連であります。これは日本の憲法二十八條の規定というものがいかなるものであるか。たとえばアメリカ憲法と比較したときに、アメリカでは労働者の労働権というものが單なる市民的な市民法上の自由権の中に含まれておる。しかしながら日本における労働権は、はつきり二十八條において、市民的な自由権のほかは労働権といふものとはつきり打出しておるのであります。これは申すまでもなく、從來の日本の労働関係が國際的に定説となつておるほどの奴隸的な低賃金、植民地的な労働條件、これによつて労働者の生活を圧迫し、ひいてはそれが國際的にはソーシヤル・ダンピングをつちかいたといふ、軍國主義の地盤をつちかいたといふことが、特に終戦後ボツダム宣言の精神にのっとり、かつまたそれに基いて憲法が制定されて、その精神によつてこれが規定されて來ておる。従つて憲法二十八條のいわゆる労働権の内容といふものは、このような社會的、經濟的基盤から打出されて來ておるのである以上は、この保障といふものが當然彼の刑事上の免責問題あるいは民事上の免責の問題、こういうことを含むことは明らかであります。しかも一経営者のごときは労働者の行き過ぎを云々いたしまして、かかる刑事免責は除外せよといふことを公聴会において、發言されておる。このような経営者がいふ以上は日本の民主化は絶対にあり得ない、同時に労資関係の円満な調整は絶対にあり得ないといふことを、私は確信を持つて申し上げたいのであります。

また公共の福祉と基本的人權の、問題であります。これは御承知のように、現在の憲法において、あるいは二十世紀における世界の憲法において、憲法制定の最高理念であります。従つてこれを制限するといふ場合はよほどのことがなければならぬ。わが國の憲法においても、先ほど前田氏から言われたように、濫用してはならない、公共の福祉のために利用しなければならぬといふことが言われておる。これはもちろんわれ／＼も認めておる。しかしながらそれは司法上の立法技術との調整によつてなされるべきでありまして、この労働法の中においてそのよる必要は絶対にないものであります。それは法務廳の意見書が指摘しておりますように、經濟復興法の問題でありまして、労働法の問題ではあり得ないといふことをひとつ申し上げておきたいと思つております。

次に内容に入りまして、第一に争議権の制限であります。これは今回の試案において非常に強化されておりました。大体六つあります。その一つは第一條の第一項及び第二項であります。私は実はこの第一項を通過して、最初文の翻譯のようなのらりくらりとした表現を用いて、非常にわかりにくくあつて、どうやら労働者の團結権、團體交渉権、罷業権のうちで團體交渉権のみが全面に押し出されて來ておる。そして他の二つの權利は影にしろいて、きわめて影が薄いような印象を受けるのであります。しかもその團體交渉権の條件が主として労働條件に關するところの團體交渉といふことになつておるのであります。こういうことは非常に危険な意圖を含んでおると思つてあります。すなわちこれは、前田氏が力説しておられたように、取締法的な性格に立つ労働関係法のなねらいであるといふふうなわれ／＼は解しておる。そうしてこの第一條、いわゆるこれは労働法上の目的條項であります。これは當然そのようないまいい模糊たる表現を用いることなく、これは憲法二十八條における労働者の基本權の保障を具体化する條項であるのでありますから、簡単にこのことを規定すればつこうであります。従つて現行法の經濟の復興に寄與するといふ字句を除いて、現行法通りといふことを、われ／＼は主張したいのであります。

次に労働法四十條であります。これはあの規定の中から争議行為という字句を削つておる。これは先ほどから申し上げておるように、當然憲法の規定から抜き出されるところの労働者の權利における憲法的な阻却として當然のことでありまして、これを除くということは非常に陰謀的な匂いが強い。次に労働法の第八條であります。これはいわゆる公益事業の追加指定の問題、これを國會の承認を経て總理大臣が指定できるという規定になつております。現行法における中労委の決議によつてといふものが御破算にされておる点で、われ／＼は労働委員會の本質といふことからいたしまして、争議権の制限といふ問題は、公共の秩序といふ問題に關連するのであります。一方の面においては、これは明らかに争議権の問題であります。そうしてこれは當然中労委の決議といふものが必要條件でなければならぬ、こう思つてあります。

次に労働法二十六條の二三、四項、次に労働法の三十七條の第二項、いわゆる冷却期間、それから三十七條の第三項、いわゆる調停案受諾後における交渉続行の過程の争議の問題、この問題は最初の二十六條については十九日の冷却期間を新たに設けて來ておる。それからこのいわゆる三十日の冷却期間を経て、六十日の争議権発動期間を置く。それから次にこれが済めばまた三十日の冷却期間を持たなければならぬ、こういう規定はこれまでわれわれの經濟から見て、實際には争議の制限といふことには決してなつておらない。むしろいたずらに争議を激発するといふ結果にすらなつて來ておる。これは宋弘博士も言うように、冷却期間といふものは全然不要である。もし置くらば、大衆諸君の日常生活に關係のあるところの事業の争議行為については、最小限の予告期間を置くといふだけでつこうであります。この点については、われ／＼労働者側といへども常に、こういう事情でわれわれはストライキをやらんだ、やらなければならぬいふことになつたのだといふことを、市民、農民諸君に訴えて、その支持のもとに争議に入つておるといふことから考へて、この最小限の予告期間すらも實際は不要であるといふことを申したいのであります。

次に三十七條第三項におきまして、先ほど鹿内さんがインジャンクションの問題を強調しておられた。これはアメリカにおいてインジャンクションがある。今や大統領の権限において、これをやろうとしておるといふことはあるのであります。先ほど私が申し上げましたように、憲法の構造そのものが違ひ、労働権の内容が日本とアメリカ

次に、いわゆる第二條の關係の、利益代表の範圍の問題、それから使用者による經濟的援助の問題であります。第一点におきましては、われ／＼が不審にたない点が一つある。それは先月二十三日に江口労働次官を囲んでわれわれは説明会を要求した。そしてその席上労働省事務官は、次のように答えている。資本家側の立場に立つところの労働者に組合結成の、いわゆる團結權を認めておらないのではないのであるから、これは憲法違反にはならないと言つておるのであります。すなわち課長組合というものが實際にはあつていいのだということをそこで言つておる。それをしかも憲法違反の言い訳にしておる、これはきわめてふしぎなことでありまゝ。なぜならば第二條を申し

次にこれと同じ問題でありますが、専従者の給與の問題であります。御承知のように、日本の労働組合が終戦後の困難から立ち上つて、しかもきわめて低い労働条件と賃金の中にその活動を展開して來たその過程において、この専従者有給制というものをかちとつた。これはいわばわれ／＼の既得権であります。これが第二條の精神に照して御用組合で、これを会社負担において有給制をとつてゐるということが御用組合であるとするならば、現在の日本における最大最強の組合であるところの國鉄・全通電産等のごとき組合はすべてこれは御用組合でなければならぬ。またその他の組合も同様であります。御用組合でない組合はなくなつてしまふという矛盾した事態が現われる。従いまして、この点は第二條の精

次に、いわゆる第五條における組合規約の必要記載事項の問題であります。この中で第三項におけるいわゆる平等権の問題であります。これは賃米労政局長の談話等に見ても、組合の青年部を二重権力として排除しようという意図だとわれ／＼は聞いておる。しかるに一方労働省は何をやつておるか。これは過日の労働委員会において春日委員より追究されたところでありますが、労働省はいわゆる民主化同盟という組織、これは電通、至るとも、あるいはその他日通、至るともに組織を組合の内部に持つている明瞭な分派組織である。この分派組織を組合と認めておるという事実がある。それは何かと申しますと、私の記憶にして誤まりなければ、大体二百速に及ぶ紙の剗当を行つておる。これは用紙剗当應の権限であるというかも知れない。

次に不当労働行為の問題であります。これは第七條、第二十七條、二十八條、三十二條、第四章の労働委員会、これに全面的に關連する問題でありますが、ここにひとつ指摘しなければならぬことは、ここでもまた専従者を使用者の不当労働行為として、組合のいわゆるこの既得権に兩面攻撃をかけて來ておるといふ問題であります。もし専従者の有給制が組合を御用化するとなれば、何ゆゑに日経連のあの改正案において専従者の打切りを彼らは強調する必要があるか。もしこれが御用化のための手段であるならば、彼ら自身がこれを撤回せよと要求することは、それ自体きわめて自己矛盾であるといわなければならない。また次

○寺井公述人 承知いたしました。あと結論に入るばかりでありますから、しばらくお許し願いたいと思います。次に、それでは簡単に申し上げますが、労働協約の問題であります。これは現行法に両当事者の同意を必要として、これの改廃が問題になるという規定が、一方の意思によつてこれが廃棄されるということになります。また現行法における自動延長の規定が、こゝで御破算になつておるといふことは、非常にわれわれの労働組合側の権限に対する圧迫でなければならぬ。現在のいわゆる財産権と労働権の平等といふことはわかるのであります。これは憲法においても明らかなように、労働者の生存権の理念を、労資対等の立場に

おいて、これを實現するといふのが憲法の趣旨であるならば、このようなことはやはりこの目的、精神に違反するといふことを言う必要がある。

次に労働委員会の問題であります。これは四の点が言えると思ふ。それは施行令第三十七條の一方的改悪に見られたごとく、いわゆる職権委嘱に基くところの労働委員会の御用化であります。これはあくまでやはり労働者の推薦に基いて、これがきめられなければならない。にもかかわらず、このような一方的な改悪をやつて來るといふことは、われ／＼は反対である。このことはつきり法律に制定されている労働者の推薦に基く委員が送り込まれる必要があるであります。これは民主的な労働委員会でなければならぬ。

次に、労働委員会は政府の下請機関であるべきかといふことでございませう。これは労働委員の罷免権を労働大臣が持つ。しかも労働委員に非行のおつた場合には、さういふきつめて漠然とした規定を盛つて、積極的に労働者側委員を排除しようといふ企図が十分に現れる。もし労働委員に対して不適当なものがあれば、これは労資双方からリコールによつて召還するのが当然である。

次に、いわゆる二審制の問題であります。中労委と地労委の關係に上下關係を打出して、下の地労委に職権を委嘱して、政府がこれを操り、これを握ることによつて、全國の労働委員会を自己の支配下に置くといふ企図があり、ありとここに現われている。こういう点はわれ／＼は絶対に反対である。また準司法的な機能を中立委員にゆだね

るというところは、労働委員会における三者構成という原則、これはあくまで判定的機能であらうと、何であらうと、守られる必要があるものであります。

内容については以上でありまして、最後に結論的に申し上げますならば、これは争議権の抑圧であり、しかも實質的な認可制の採用であり、これら既得権としての過程の御破算、労働委員会の御用化、この四点に大きく言つて帰着すると思ふ。このような御用化された労働委員会、あるいは認可制によるところの組合の御用化の企図、このういものに対して戰鬥的な正しい組合ならば、当然この適用を排除するに至るであらうといふことをわれ／＼は考へざるを得ないのであります。すなわちアウトサイド・ユニオンといふものがど／＼でございまして、労働關係が矯正されるどころが、一層の混亂を招くに違ひないのであります。従いましてこれは人によつては労働省試案よりも改善されておるといふことが言われておりますが、これはまたたく違ひありません。すなわち重要ならざる條項については部分的に緩和しておる。すなわち破算の宣告による組合の解散という問題などは除かれて、一應進歩的な條項を部分的に感づておる。しかしながらわれ／＼はこの規定が悪用されるならば、組合弾圧になるといふこと

で反対をしておるのであります。原則的な反対である。過去の経験においては、この問題は實質的にわれ／＼の問題にならなかつたのだれでも言われる。重要ならざる部分を緩和して、しかも争議権に對しましては、徹底的な抑圧をして來ておる。これをたまたま

申しますならば、手足をひもで縛られていたものを、今度は鉄の首輪で、それが電氣觸接されておるといふようなことが、今度の第二次試験のいつわらざるどころであると申さなければならぬ。こういうことになりまますならば、政府が言うところの自主性とか、民主性とか、責任性とか、公共福祉との調和といふことが、すべて空虚な空語にはかならないのであります。のみならず、これが憲法に違反し、十六原則、ボツダム宣言に違反するといふことは、実に明瞭であります。悪法は法にあらはずといふことをいわれておりますが、このような悪法といふものは、労働組合側としては絶対反対である。これは一部修正といふような議論も出ておるが、こういうことではわれわれは絶対に納得できないのであります。そこで白紙撤回を、われ／＼協賛的に要求したいのであります。

最後に、國會における審議におきまして、以上のような意向が、全國的に組合員数二百万人以上に上るところの七十以上の組合によつて拒否されておるといふ点から考へまして、また中立委員の反対の意見もあることである。すなわち、國會におかれては十分慎重審議していただきたい。現在会期再延長といふことがいわれておりますが、これも何かつこうであります。徹底的にこの問題は審議していただきたいと思ふのであります。

以上で私の意見は大体終つたのであります。最後にこゝへ持つて参りましたものは、非常に不依載であります。労働法規改正反対の署名簿であります。これは野紙に一人ずつ名前を書きまして……

○倉石委員長 寺井君、時間が過ぎましたからもう打切つていただきます。○寺井公述人 ではこれで……○倉石委員長 どうも御苦勞様でした。ただいまの寺井君の公述に對し、委員の方で御質疑はございませうか。ないようであります。別所安次郎君。

○別所公述人 私は私鉄経営者協會の常務理事別所安次郎でございます。今度の労働法の改正案につきまして、先ほどから前田、鹿内両公述人から陳述のありました以外の第二章、第三章について、大體意見を申し述べたいと思ひます。

各條項に入ります前に、大體今度の法規の改正につきましては、労資双方まつた別立場から反対の意見があるものであります。労働法規といふものは、いろいろ調査をし、時間をかけて案を練つても、それだけの効果が上るかどうかといふことは、実は私は疑問を持つておるのであります。むしろ過去のいろ／＼な経験にみても、漸進的に改正して行くということが妥当ではないかと思ふのであります。従つてここで労働法規を改正するといふことは、むしろ妥當な措置であると思つております。さういふ意味におきましては、一應本案に基いて、なるべく公正な線に沿つて新しい修正がなさされ、労働法規が進歩したものとしてつくられるといふことを希望するものであります。それからもう一つは、労働組合運動のあり方でありまして、たとへば労働組合運動に關連いたしましては、公共の福祉とか、あるいは労働権の問題といふことが、常に問題になるのであります。しかし労働組合は常

にそのときの經濟情勢に従つて、あるいは社會情勢に應じて、それ／＼のあり方はあるものであります。絶対的に労働組合としての一つの立場はあり得ないと思ふのであります。従つて公共企業あるいは公共の福祉、労働権の問題は、そのとき／＼の状況において判断するべきでありまして、また公共の福祉を増進し、あるいはそれを妨げないやうに權利を遂行すべく、あるいは行使すべきことは多言を要しないと思ひのであります。さういふ点につきましては、労働組合運動の何か絶対的な神聖的な権限と、労働者の權利といふふりな一つの先入觀念があるやうに先ほどからも伺つてゐるのであります。が、さういふ点こそむしろ労働法規の上で是正すべきではないかと思ひのであります。

それからもう一つは、労働組合運動は双方のフェア・プレイでなくちやいかぬと思ふのであります。さういふ意味においても、この法規の改正を考へてみたいと思ひます。

それから午前中からも言われましたやうに、この労働法規の今回の改正は、自主性あるいは責任制といふやうな立場から言われておりますので、当然労働組合あるいは協約についてもさういふ面から考へてみたいと思ひます。実は労働法規の法案をもちつただけでありまして、その解釈が違つたれば取消してもいいのであります。第五條の第三号に「連合團體である労働組合以外の労働組合の組合員は、その労働組合のすべての問題に參與する權利及び均等の取扱を受ける權利を有する」とありまして、労働組合が自主的な運営をするためには、組合員が

すべての問題に參與することは当然であり、そのときに言論の自由が確保され、各人が自由な発言の機会を持つことは必要でないかと思ふのです。そうではないのかと思ふかすことはできないのではないかと思ふ。そういう立場においてその権利行使について十分な機会を與えられ、この前の労働省の試案にありますが、少くともその程度のことにはここに書き入れたと思うのであります。

それから第八号であります。同盟罷業は組合員の直接無記名投票による。ここに同盟罷業という争議行為の一つの形を上げて来て特に限定してあります。この点につきまは、同盟罷業とその他の争議行為とは、労働法第七條なんかにおいても区別されておりますし、また学説上も一般に区別をしてゐるようであります。従つてここで同盟罷業と言へば、いわゆるストライキに限られるのではないかと考へるのであります。ここに第八号を設けた趣旨は、おそらく労働組合の争議行為として同盟罷業をやる場合に、組合員の自由な意思によつて、その社会的責任の自覚において同盟罷業に対する態度をきめる。これがおそらく本條項の設定された趣旨であると思ふのであります。そういう意味から言いますれば、サボタージュをやるとか、ハンストをやるとか、あるいは生産管理をやるとか、その他の争議行為につきましても、その社会的責任、あるいは自由な意思の徹底は、同盟罷業と何らその差を設けなければならぬ理由はないと思ふのであります。そういう意味において、これは同盟罷業その他の争議行為と修正したいと思ふのであります。

それから第七條であります。第一号に「若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに對して不利益な取扱をする」とあります。ここに労働組合の正当な行為といふことについては、第二條の第二号で、いわゆる労働組合運動、あるいは争議行為の正当性の限界が問題になりましたが、ここでも同様な意味において、できれば正当な争議行為は何かというその内容をひとつ明確ならしめて、労資双方に正確な認識を持たせる必要があるのではないかと思ふのであります。どういふ案があるかと言われますと、実は私も案がないのであります。この点については十分御検討くださいまして、適当な字句で内容をもう少し具体的に、明瞭にしたいと思ふのであります。

次に第七條の第二号であります。使用人が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。この点につきまは、団体交渉を拒否することができないという受諾義務と言ひますか、それが使用者だけに與えられてゐる点については、当然これは労資双方にそういう制約があつてしかるべきであつて、そういう制約をしたからといつて、団体交渉の制限になると考へることはなから思ふのであります。それから正当な理由がなくて拒否はできない。そこで先の組合運動の正当性の問題と同じように、ここでも正当な理由がなくて拒むことができないというその正当な理由、これについてひとつその内容を

具体的に明確にしたいと思ふのであります。これも実はさきの正当な行為と同じように、具体的に十分によい表現がないのであります。しかし少くともさきの労働省試案程度には明記したかどうかと思ふのであります。

それから第七條の第三号に使用者の不当労働行為を相当詳細に書いて来たのであります。第四号に使用者がその人事権の行使として当然行得る点について一を設けていたが、第七條は現行法の十一條に該当するのであります。十一條において、さういふ点が明確でないために、たとへば処分するとか、あるいは減賃をする、そうするとすべて十一條違反として濫訴される、こゝうのが実情であります。使用者の不当労働行為と、それから使用者の当然な得る措置との區別が明確でないために、組合活動であればどういふ行為も正当だといふうな先入観念と一緒になつて、十一條の濫訴が起つて来るのだと思ふのであります。そういう意味から、人事権の発動としてし得る——これは当然のことであるが、実はその当然のものをきめることによつて、現在の組合の中にある誤解を一掃したいという立場から、そういう主張をするわけでありませう。

それから、第三章の労働協約であります。これにつきまは、実は現行法においては平和條項があるのであります。それが今度は省かれてゐるに思ふのであります。これには、たとえばそれが大した実効がなかつたといふふうな説明が、以前の公聴会においてもあつたのであります。それ

はむしろ現行法にそれを規定する時期が早過ぎたのではないかと思ふのであります。むしろ現在こそこれを残しておいてこれを利用する、労資双方が平和的な交渉によつてなるべく労働間の紛争を処理して行く、なるべく争議に訴えないで問題を解決して行くという努力をすべきではないかと思ふのであります。そういう意味においては、むしろ今これを削るのは間違つてゐるのではありません。逆に、これを残して置くべきものだと思います。さういふ意味において、ひとつ現行法を復活させていただきたいと思ひます。

まことに簡単であります。これをもう一つ公述をします。

○倉石委員長 ただいまの公述に対して御質疑がありますか。

○土橋委員 ただいまの公述中に、労働者及び労働組合は、その地位が絶対的なものではないかという御説があつたように考へておりますが、その意味はどういう意味か、もう少し御説明していただきたいと思ひます。

○別所公述人 これは私とあなたと意見の相違があるかもしれませんが、私は労働組合運動といふものは——必ずしも労働組合運動だけではないのであります。あらゆる社会運動はもちろんさうですが、労働組合運動においても、現在の経済情勢、現在の社会情勢において許される段階というものがあつて思ふのです。それで、憲法がこうきめてゐる、あるいは極東十六原則がこうきめてゐると言つても、その憲法なり十六原則といふものは、そのときその場の情勢に應じて適用されてゐるものだと思ふのであります。さういふ意味において、必ずしも絶対的といひ

うふうな神聖な意味はない、こゝういふ意味で申し上げたのであります。

○土橋委員 私はあなたとこゝで論争しようという考へはありませんが、ただあなたの御意見として、労働組合及び労働組合運動は絶対的なものではないかという御意見が、現在の憲法や、今あなたの指摘されたような極東十六原則といふような、日本の労働組合運動に対する基本的な考え方、さういふ方針に反してゐるに考へましたので、それでもなおかつあなたは絶対的ではないかといふことを仰せになりましたので、私は非常に不思議に思ひます。もしさういふ御意見ならば、労働組合運動は抹殺されてしまふようなことになる。資本主義経済のもとではどこまでも資本家がなければならぬ。個人的な問題、あるいは自分の生活を擁護するために、どうしてもいふゆる利害相反する場合があります。私は思ふのです。さういふものに対して強く主張するならば、さらにその問題は政治的な点にまで發展するわけでありませう。さういふ團體をつくつて自分の権利を擁護することは、その國の経済状態、政治状態がどうありませうとも、常にこれは絶対的なものであると私は信じております。さういふ点から、ただいまの公述中に、憲法や極東十六原則の基本的な方針を否定するような考へ方が出ておりました。こゝういふ点は、いくら資本家側の方であつても、不都合な考へ方ではないかと思ひますので、もう一度その点御説明願ひます。

○別所公述人 実は私も、資本主義がある限り労働組合があるという考へ方は、あなたの説に同感であります。ま

しかしながら今度の法案で規定されたように、暴力の行使はいかなる意味においても適法だと解釈すべきではないというふうな書き方をいたしますと、一つの行為がそれ自身が、全般的な争議干渉などの中から抽象されて、それだけについて評価をするというふうなことが起りがちになるのではないかと。どうも過去の裁判所の判決などを見ておきますと、取上げ方がそのような場合がかなりあるような気がしておりますのであります。もちろんその点につきましては十分全体を考慮した判決もありまして、そこで暴力の行使ということが適法でないということ、言わずして明らかでないこととありますけれども、そういう暴力を行使せしむるに至るような事情が生ずる場合もある。つまり労働争議のような場合は、目ざらぬやうなことが起る理由はどこにあるかといふと、たゞ／＼双方からの対抗行為というものが高じて最後のやうな事態が生じて来るというやうなことが多いたるでありますから、従つてこのやうなことをただ切離して、暴力の行使だけを規定するということでは適当でない。むしろ規定するくらいであるならば、これに対して相手方が一つの機会を與え、そういう行為に出さしめるやうな、つまり誘発するやうな行為があつた、つまり誘発するやうな行為があつたといふやうな限定をつけないと、この規定の解釈について、また適当でないといふやうな運用の方法が起つて来るのではないかと。ところが感ぜられるのであります。

第三の点につきまして、これは第二

條の關係であります。組合のこの規定の第一項と第二項との関連の問題であります。第一項では、労働組合といふのは労働者が主体となつて自主的に結成したものであるといふことがうたはれてゐる。本来の労働組合を認定する基礎といふものは、この実践といふ点に置かれなければならないはずである。ところが具体的にその労働組合が眞に労働組合であるかどうかといふことを判断する場合の基準としては、この規定形式から行きますと、大体第二項によつて人々が組合の中に参加してゐるか、あるいは費用の補助はどんな形で受けてゐるか、このやうなことが判定基準になつて来て、逆に自主性といふことはそれから推定されるという形をとつて来ると思ふ。ところが事のほんとうの意味からいふならば、むしろ自主性の方が先になければならない。そしてその自主性を補助する場合の一つの標準として第二項が適用されなければならない、これが正しい見方ではないかと思ふ。従つて第二項のやうな規定形式をとるやうな場合においても、そういうたとえば経費の補助を受けた、そのために自主性を失つたものは組合でないといふやうな、つまり自主性といふものをやはり判定基準の中に入れて評價するといふことの方が本筋ではないかといふふうに考へるであります。従つてむしろ無限定な第二項が活用されるやうな規定方式といふものは適当でない。従つて現行の組合法の場合におきましては、その点が労働委員会において、たとえば経費補助の問題などにつきましても、主たる経費の補助を受けるもの

といふやうなややあいまいな表現であります。そのあいまいさのゆゑにかゝつて弾力性を持つた判定ができておつたといふのが、過去の事情ではないかと思ふのであります。次にこの規定では、第二項の場合、経費といふものについて恩惠的に與えられるところの、つまり御用化するための補助といふやうな形のもの、それから争議や団体交渉の結果取得した利益といふやうなものとの間にはつきりした分界がついていないといふ点、この点は立法技術上あとでもつて判断するのには非常に困りまじい。またその判断の仕方いかんによつては労働組合圧迫といふやうなことが起らないでもない、このやうなことが考えられるのであります。従つて、やはりその点から考へても、第二項の規定はもう少し考慮の余地がある。むしろ従来の第二條但書の第二項といふやうな規定方式の方が、まさつておるやうに考へられるのであります。また従来からの実例から考へましても、大体組合の御用化について、問題を起してゐるのは、労働組合法の現行法の第二條の但書の第一号の方がもつぱら起してゐるのであります。従つて、第二号の場合に、経費をもらつたからといつてそのため御用組合であるといふやうな判定を受けた事例は、労働委員会の方に見当たらないように私は思ふのであります。そして、今度私に考へると、大体自主性といふことの判断の基準からするならば、今の規定をあえて変更する積極的な理由がないように思ふのであります。ことに逐次労働組合においてのみならず自主性を確立し來るといふやうな形がだん／＼に現れてゐるやうに実例について見受け

られますので、この点も改正する必要がないように考へる理由の一つであります。次は第四番目の点であります。これは組合の資格の問題で、今度の改正案におきましても、第五條におきまして、大体労働委員会が資格判定をやる形になるのであります。一体労働組合の資格といふものはどういふ形で見やるのが原則であるかといふと、私の考へによりましますと、この場合は團結保障といふ観点から廣く御用組合でないものには法律の保護を與へるというのが建前ではないかと思ふのであります。従つて組合が眞に組合たるに値するかどうかといふことを判定する場合には、次のことだけが基準として上げられればよい。つまりその組合が組合として一つの團體と見られるかどうかといふ点が規約の中に表示されるということが一つ、それからその組合の行動が自主的なものであるかどうかといふことを判定し得る基準があるといふことだけで足りるのであります。そのほかのことは組合自身にまかせる方が、ほんとうの意味からいつて組合の自主性を育てることになるのではないかと。戦後における組合の事情を見ておきますと、だん／＼規約が改正されて、詳しくなつて来るやうな現象があるのではありませんが、これは組合自身が問題にぶつかり、問題の解決のために直して行くといふやうなことでも、そういう発展を示すのであります。一体そういう規約類といふものは、ただ嚴重に規定すればよいのであつたといふのではなく、規定されたことがほんとうに組合員に守られるといふことが大事なのであります。だから組

合員がその必要を感じつつ規定して行くといふところに、ほんとうの意味をそれを行つて行くところの自主性といふものが培養される、このやうなふうで考へるのであります。従つて今度の規定のやうにあまりに詳しく過ぎるやうなことは、組合自主性の培養という観点から言つても、これは適当ではないのではないかと。また今度の規定方式は最小限の必要事項を規定するといふのではなく、むしろ最大限にまで近いものを法律ですべてきめてしまふ、これに欠けるときには法の保護を與へない、あるいは停止するやうな感じを抱かせるのであります。もしこれに適用しないところの、これに該当しないところの労働組合でも、やはり憲法の規定があるから團結権も団体交渉権も保障されるのだといふならば、何のたにこのやうなやうな規定を置くのか、その意味がわからなくなるやうに感ずるのであります。かりに實際の問題に徴して見ましても、組合が設立されたときに御用組合的な色彩を持つてゐる組合でありましても、その組合がやはり労働者の團體であるときには、まるでその性質を変じて御用組合的でなくなるやうな場合もたくさんある。たとえば組合分裂のときにおいては、争議時に分裂するといふやうなことで、そのときには御用組合的な性格をもつた。しかしながら團結を組んでゐるうちに、いつの間にかそれが労働者のなものになつて来るといふやうな性格変化の問題もあるわけでありま。そのやうな組合の判断は画一的に法規に適合してゐるかどうかといふことだけでやるべき問題ではなく、むしろ自主性そのものがどのように現れてお

るかといふことでもつて判断するといふことの方が非常に適切ではないか。その意味から言つても、法律でありまゝにまい規定をつくつて、その規定に合わないから法の保護を與えない、あるいは労働関係の調整に参加させないといふようなことになりまゝと、これでは参加できないような組合がたゞさんでできる、そういうことになつて、もし参加できないために實際上権利の行使ができないといふことになる、これはやはり憲法の規定の精神に反することに、なるおそれがあるのではないか、こゝにいうふに考へるのではありません。その意味から行きまゝ第四点に申し上げます組合の資格、組合規定との関係のことにつきましては、やはりものと簡便化し從來のごときものをもつて足りるのではないか、こゝにいうふに考へるのではありません。内容についてのこまかい点については省きます。

次に第五の問題といつては、不当労働行為について一つだけ意見を申し上げておきたいと思ひます。不当労働行為は、御承知のように、從來はただちに労働委員会が処罰請求をしていたのでありますが、今回は処罰請求をやらないといふことにしたのであります。その理由がどこにあるかは、私の推察ではかえつて処罰をするより実際に現狀に回復させる方が手取り早いのではないか、処罰規定を置いたためにかえつて処罰請求に躊躇をしておつて、現狀回復を命ずることが遅くなるといふようなことになつては、労働者の救済に適當でないのではないか、こゝにいうような考へ方から出たものではないかと想像するのでありますが、この規定によりまゝと、処罰請求がないと

いふことは、不当労働行為であるかどうかが、不当労働行為によつて終局的に決定するまでは、やつた行為が不当ではないといふことに與はるわけなのであります。従つて労働関係について、たとへば解雇なり不利益な取扱ひといふようなことにつきまゝして、これを判断するのほだれであるかといふと、判断者は解雇する人、不利益な取扱ひをする人が判断するわけである、結局使用者側の一方的な判断によつて一應解雇されたり、不利益な取扱ひを受けたります。そしてそのことについての取消しなり原狀の回復なりといふことが確定して来るまでの間は、ともかくも労働者は職を離れなければならぬといふような事態が起ることになるわけでありまゝ。そういうことになつては不当労働行為が保護をするといふ建前からいつてどうも適當ではない、こゝにいうふに考へられるのであります。その場合に、しかしながら使用者側についての不当労働行為だけは定められて、労働者に対する不当労働行為が定められていないのだから、その程度でもつけようではないかといふ意見があるかもしれないと思ひますが、一体労働者の対等という立場は、全法律制度の中から判断するの法は私は正しいと思ひます。つまり從來の法律から言ふならば、刑法にしても、民法にしても、大体においてこれは使用者側の立場に有利にできておる法律であつて、たとへば争議行為についての個々の行為が違法であるといふように判断される場合について考へて見ても、使用者側についてはほとんどさういふことは起らない。しかしながら労働者側について見れば、從來の法律に

よると、すべて違法だと考へられるような行為が、争議時などに起つて来るわけでありまゝ。そこでこゝにいうような規定に對照して使用者側の方に処罰をし、あるいは労働者側の積極的な保護するといふのは、わずかにこの不当労働行為の規定だけが現在存するわけでありまゝ。そこで個々の場合、つまり労働組合法の中におけるこの点だけについてのバランスといふような形から、この点は評價すべきものでないから、今回は考へるのであります。ことに今回はこれはあとの労働法と関係があるものでありますが、労働法第四十條に規定してありましたが、労働法をなしたといふことを理由にする処分、解雇、その他不利益な取扱ひといふことも、今度改正案の第七條の規定の中で同じく取扱われるのでありまして、労働者が組合のためにやる正当なる行為については、処分をしてはならないといふこの規定だけでもつて救済をされることになつて来るわけでありまゝ。さうしますと、ともかくも一應争議時のような興奮した際、さうして適正判断をなし得ないような状態のもとに、一應使用者側の方でもつて解雇することができるというところになりますと、結果から見ても進行しておるこの労働関係の調整そのものを害するといふような結果も出て来るのじやないか。そこで少なくともこゝにいうような規定形式をとるならば、争議時の処分あるいは解雇その他不利益な取扱ひといふものにつきまゝしては、これはやはり別途規定する方が正しい、こゝにいうふに考へるのであります。

次に第六の点としまして、労働委員会のことに關して一つだけ申し上げます。労働委員会の作用といふものの大眼目は、私は次の二つの点にあると考へております。それは労働委員に選ばれた者が、この法律の規定の趣旨に従つて十分にその職責を盡すといふことが一つの点。それから第二の点は、職責を盡させるためには労資双方が信頼するような者が選ばれてはならないといふ点。第二点。ところでこゝにいう観点から労働委員会の規定を見まして、非常に不満足に考へる点は、第十九條の七項に規定された労働委員の任命の点であります。これはやはり選挙制によらざるということが正しいのではないかと思ひます。つまりこの労働委員のうち公益委員と今度呼ばれるところのものをしばらく除きまして、労働委員、それから使用者委員といふものは明らかにこれは利益代表でありまゝ。つまり自分の背後にある團體を代表し、その利益を代表する者について、その利益を代表される者が選ぶといふのは、これは民主主義の原則として疑ふ余地のない点ではないかと思ひるのであります。そこでやはりこの点はぜひ選挙制に直してもらいたいといふこと、ことに今度の法律改正の趣旨の中には至るところ選挙によつて、その組合内部のことについてまでも、選挙、ことに秘密投票による平等な選挙制といふものをもつて民主的なあり方として考へてゐる。この考へ方を貫くならば、やはり労働委員のうち利益代表については明らかにこの選挙によらざる、さうして行政官廳の任命といふことは形式にとどめさせるといふふうにするのが、ほんとうのこの規定の趣旨に合致するのではないかと思ひます。ことに今までの中央労働時報など

の事例を見ておきますと、大体大きな團體から推薦されて出て来たと思われような人は非常に熱心に討論をし、それから出席をしております。ところが背景關係が弱いと思われるような人は、割合に労働委員会等を休んでおる。これはつまり出る人も大勢の人に選ばれるといふことになればこれに対する責任を感じて来るといふことになると思ひます。それから自分が出ても出なくてもいいのだが、自分だけが選ばれたのだ、従つて都合の悪いときには随時休むといふような考へが出たのでは、労働委員会の職責を全うすることができなくなるのではないか、そこでこのほかのこまかい点は除きまして、労働委員会の規定中にはこの選挙制を定める、この選挙制を定めれば労働委員会の信頼といふものが高まる、従つて労働委員会の運営によるこの労働関係の調整といふことが期せずして、法の目的とするような結果を導き出すのではないか、こゝにいうふに思ひるのであります。

それから次は労働法關係であります。が、今度は労働法關係で改正になりました点はかなりあるのであります。その中で冷却期間が満了のときから、六十日経過した後においては再調停を行うといふような規定が、今度は挿入されて來ておるのでありますが、一体こゝにいうような必要があるのかどうか。私は具体例をあまり知らないのですが、私に引續いて争議が起つて行くといふような形はないのではないかと、しかも万が一これが初めからしまいで継続して、六十日を越えてまで問題の解決がつかないといふことであれば、こ

これはむしろ争議によつて解決するより
はか解決の方法がないのではないか、
従つてまた再調停をやるということの
意味がなくなつて来る。むしろ再調停
をやるというより必要が起るの、
かつて私の記憶では、今年の春でし
か、去年の春でしか、あの電産の争
議の場合に問題になつたのであります
が、つまり調停案の條項中の不履行と
いうようなことが問題となつて争議が
起る、あるいはある場合が一つと考
えられるのであります、そういう場
合がもし問題になるのだとすると、一
應調停案の承諾をして、それからそれ
を履行しないという事態を繰返して
おると、しほいには労働者の方が業を
やしてしまつて、結局めんどくさい
からというので違法の争議に突入す
る、この規定に反するやうな争議に突
入する。もしそうなつたとするなら
ば、これは法律の規定の仕方一つで、
かつて法の規定に反する犯罪者をつ
くり出すというやうな結果が生れて
来るのではなからうかと思ひのであ
ります。そういう場合に、六十日経過
後の再調停ということはどうも必要
性が考えられない。事実労働委員会
うのは随時あつせんをすることもで
るわけでありまして、ことに公益事
業であるならば、調停をやつて行く
うことは、別に回数制限されておる
わけではありませんが、争議権を持
たしたものとにおいて、解決をす
るために盡力するといふやうな規定
は、從來通り許されてゐると考へま
すので、この点には必要ではないか
といふに思ひのであります。

爲をなしたと」といふのと但書の
労働委員会の同意を得た場合につ
ての除外例を今度は削除したといふ
ことあります。この規定は私の考へ
は二つの理由があつて置かれてお
つたと思ひます。一つの理由は争議
の保障といふことであります。現在
の組合法第十一條の規定によつて
やらないで、この争議権の保障だ
け特に第四十條に持つて行つた一
つの理由は、争議中の解雇について
の正当性の判断が妥當を欠くやう
なものである、それがあつたであ
らうといふことが一つ考えられる。
それから争議が済んだ後においても
争議をやつたといふことを理由に
解雇するといふことになると、再び
争議を誘発して来るやうなものが
あつたといふ理由で、争議行為をや
つたといふ理由だけでは解雇しては
ならないといふ規定を、四十條に
置いたと思ひます。それからもう
一つ理由は、この労働関係調整法
にいうところの調整が進行してい
る間に、なした発言に基いて解雇
してはならない。あるいは不利益な
取扱ひをしてはならないといふこと
と、あわせて労働関係の調整に入
つてゐるやうな場合において、争
議をやつたといふことと、処分を
するといふやうなことをやりますと、
せつかく円滑に進みかけた調整の
ぶちこわしになる。そこで労働委
員会の同意を得てやつた方がよい
のだ、こゝういふ観点も含まれて
おつたのではないかと思ひます。ま
ず、もちろんこの点につきましても
説の相違があつたといふので、そ
ういふ二つの理由があつたといふ
のであります。第一の理由から言
ひましても、第二の理由から言ひま
しても、争

議行為といふやうな、興奮して
行われることを理由としての解雇
といふことは、まづ正当性の判断を
欠くおそれがあるから、従つて労働
委員会の同意を得させることが、そ
の点からいへば至當である、労働
委員会の任務を遂行する上からも
至當である。こゝういふ考へ方
があるのではないかと考へます。
従つて私の考へとしては従來の規
定の方が、やや解釈上疑義はあ
りますけれども、現在のような改
正よりまさつておるやうに考へ
るのであります。

大体以上の諸点を総合いたしま
して、私のあげたやうな点では、大
部分におきまして従來の規定がま
つておるやうに考へられ、今度の
規定についてはこれはかえつて考
へた方がよいのではないかといふ
点がある、その点からいへば、
改訂の審議を煩わした上で、改訂
の手續に入られることが、私の結
論として望んであります。

○倉石委員長 委員の方でた
だいまの公述人に御質疑はござい
ませんか。

○大橋委員 ただいまの野村
さんの言われました第二の問題、
第一條の第二項の但書、暴力を加
えた場合、これは暴力行為を裁判
所が抽象的に引出して來て、環境
あるいはその当時の事情を考慮
せずに処断するおそれがあると言
われました、この点について質問
させていただきます。なおその際
に野村さんがおつしやいましたの
は、勝訴されたやうな場合にはこの
限りでないといふやうな規定を挿
入することが適當であると申され
たのであります。一定の行為が犯
罪と

された場合に、これが勝訴された
といふやうなことは、ひとりで争
議行為の場合にとどまるものでな
く、一般の刑法の各本條の罪につ
いてさういふことがあり得ると思
ひます。さういふ場合においては、
刑法においては、刑罰において
これは情状の問題として取扱は
れておるものであります、特に争
議行為において、今御説の通り、
これを情状の問題とせず、違法性
の阻却の問題として考へておられ
ます理由についてなほ伺いたい
と思ひます。

○野村公述人 ただいまの点
であります、もちろん情状酌量
の問題になる場合もあつたといふ
ことは、正当防衛であるといふ
考へられるやうな場合もあつた
といふこととをさかして今論じ
なかつたわけでありまして、もし
規定形式として全部的にこれを
とるならば、私は自分の意見とし
て前に労働省の方に提出した分
には、こゝういふやうに書いてお
つたのであります。それは本法の
目的を達するために必要とした
労働者の行為はこれを罰せず、こ
れが第一原則であります。第二
原則は、但し必要の限度を越え
てなした行為についてはこの限
りでないといふこと。

第三原則として、但しその行為
が今のやうに勝訴されたやうな
場合、この場合については処罰
しないといふ規定を、こゝうい
ふやうな規定形式をとつたら、今
の正当な行為といふ抽象的な規
定よりもややまさつておるのでは
なからうか、しかしその場合に
おいても、必要であるかないか
といふ判断をやはり警察官や何
かにまかせなければならぬ場合
が、非常にさういふ点でもつて、
労働

側に言われれば干渉であるとい
ふやうな事態を引起す危険性を、
この規定だけでは避け得ないもの
だと考へるのであります。ただ全
般的に言ひましても、や現在の規
定よりまさつておるのではな
からうかといふやうな感じでは
ないといふ提議をしてゐるわけ
であります。それを詳しく申し上げ
なかつたのであります、それが、
そこで今度のやうに、暴力行使
といふことがいかなる意味にお
いても適法なものだと解釈して
はならないといふ、言葉それ自身
から考へれば、これは私は正しい
と思ひます。ところがこゝうい
ふことが運用の面に入つて來た
場合に、暴力行使といふものが
即時判断されて、あとで裁判法
廷においてそれが暴力でなかつた
、暴力行使には該当しなかつた、
あるいは処罰すべきではないとい
ふことになつても、ともかく一應
争議中から指導者が勾引される
といふことが起りますと、それ
だけでも實際において争議関係
の勝敗がきまつて來るといふこ
とが出て來る。そこでこゝうい
ふ規定形式としてはやはり慎重に
考へて行動するやうな意味の規
定形式をとつておく方が正しい
のではないかといふ考へ方で、こ
れを規定するくらいなら但書も
つけなければならぬまい、こゝ
ういふやうに申したのであります。

○大橋委員 さういふと、た
だいまの暴力の行使が犯罪にな
らない、処罰されないといふ場
合には二つのものがあつて、一
つは違法性阻却によつて犯罪不
成立の場合、もう一つはあつた
場合は刑法の正当防衛の場合が
それに當る、こゝういふお話を
ごさいますが、それならば刑法
の正当防衛の規定及び情状酌量

の規定がすでにあるのでありますから、法律的にはさような規定は必要でない。ただ一般にいろ／＼な意味において誤解を生じやすいから、その誤解を避けるという意味においてさような規定が入る方が妥当であると承つてよろしいと思いますか。

○野村公述人 ただいまのことにつきましてこういうことが一つ考えられてよいと思います。つまり正当防衛規定などをわざ／＼そこに規定しなくとも、それは刑法の規定の中で取扱われるからよいではないか、こういうお考えも含まれておつたように思うのであります。そういう意味からいふなら暴力行使が刑法各本條に該当するような場合、これが違法と判断されるのはわざわざこの規定をまたなくても明らかなのであります。これを規定するくらいなら正当防衛のことも情狀酌量のこととあわせ規定しておかないと、何かこれが特別な規定のような感じを與えます。また法の運用の場合、司法官憲あるいは行政官憲、こういうものによつて利用されるでありましょうし、それからまたこの法律によつて行動する人もそれに準拠して行動するということになると思うのであります。それであげるくらいなら、要点をあげておいた方がよくはないか、こういう意見であります。

○倉石委員長 どうも御苦勞様でございます。(拍手)

本日の公聴会はこの程度をもつて散会いたします。

午後五時三十分散会